第４期越知町障害者計画
～第７期越知町障害福祉計画～
～第３期越知町障害児福祉計画～

令和６年３月

越知町

目　次

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　障害福祉に関する制度・施策の変遷・・・・・・・・・・・・・・・２
３　計画の性質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　計画の期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第２章　障がい者を取り巻く現状

１　人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２　障がいのある人の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
３　アンケート調査等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
４　障害者計画の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

第３章　障害者計画の推進

１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
２　障害者計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
３　施策展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

第４章　障害福祉計画

１　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
２　障害福祉サービスと地域生活支援事業について・・・・・・・・・４８
３　第７期成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
４　障害福祉サービスの実績と見込み・・・・・・・・・・・・・・・５７
５　地域生活支援事業の実績と見込み・・・・・・・・・・・・・・・６５

第５章　障害児福祉計画

１　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
２　障害児福祉サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
３　第３期成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
４　障害児福祉サービスの実績と見込み・・・・・・・・・・・・・・７８

第６章　障害福祉・障害児福祉計画の推進

１　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０
２　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１

資料編

１　越知町障害者福祉計画策定委員名簿・・・・・・・・・・・・・・８４
２　計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４
３　越知町障害者福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・８５

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

越知町では、平成 18 年度に障がいのある人の自立と社会参加を促進するため「ノーマライゼーション」を基本理念とした「第１期越知町障害者計画」を策定し、以降、改訂を行い、平成３０年度から令和５年度までの「第３期越知町障害者計画」に基づき障がいのある人への支援を推進してきました。令和３年３月に「第６期越知町障害福祉計画及び第２期越知町障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域共生社会の構築と障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

障害者基本計画の策定以降、国では、平成 30 年４月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が一部改正され、雇用義務の対象の拡大、合理的配慮の提供の義務化、差別の禁止を定め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正では、障害者の望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用促進、また障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応の拡充を図ることとされました。同年６月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和元年６月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行、令和５年３月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定、障害者の社会参画の環境を整えています。

越知町では、子どもから高齢者、障がいのある人、生活困窮者など住民一人一人が地域社会の一員として支え合うこころ豊かな暮らしを実現し、障がいのある人もない人も、ともに支えあい、安心して暮らせる「共生社会」を実現するため、身近な地域で適切な障害福祉サービスや相談支援が受けられるよう、サービスの提供体制の整備を行うとともに、サービス提供体制の強化を目指します。

このたび、これまでの計画の進捗状況等の分析や評価を行った結果をもとに、越知町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため「第４期越知町障害者計画」と「第７期越知町障害福祉計画及び第３期越知町障害児福祉計画」を策定します。

2　障害福祉に関する制度・施策の変遷

「障害者自立支援法」制定　平成 18 年４月施行

・身体・知的・精神の３障がいのサービスを一元化
・利用者負担額の定率化
・支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入など

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定　平成 22 年６月

・障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

「障害者基本法」一部改正
平成 23 年８月施行

・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「児童福祉法」一部改正
平成 24 年４月施行

・障がい児を対象とした施設・事業について、児童福祉法に根拠規定が一本化

「障害者自立支援法」一部改正
平成 22 年 12 月施行
平成 23 年 10 月施行
平成 24 年　４月施行

・利用者負担額にかかる定率負担から応能負担原則への見直し
・障害福祉サービスにかかる支給決定プロセスの見直し
・障がい児支援の強化
・相談支援の充実

「障害者虐待防止法」制定
平成 24 年 10 月施行

・障がい者虐待の防止等
・虐待を受けたと思われる障がい者を発見した時の通報義務

「障害者総合支援法」制定　平成 25 年４月施行

・社会モデルに基づく理念の具現化
・重度訪問介護の対象拡大
・難病患者への支援
・地域生活支援事業の追加等

「障害者総合支援法」一部改正　平成 26 年４月施行

・障害支援区分の創設
・地域移行支援の対象拡大
・重度訪問介護の対象拡大
・ケアホーム、グループホームの統合

「障害者総合支援法及び児童福祉法」一部改正　平成 30 年４月施行

・自立生活援助の創設
・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
・就労定着支援の創設
・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
・重度訪問介護の訪問先の拡大
・補装具費の支給範囲の拡大
・居宅訪問型児童発達支援の創設
・保育所等訪問支援の支援対象の拡大

「障害者総合支援法及び児童福祉法」一部改正　令和６年４月施行

・障がい者等の地域生活の支援体制の充実
・精神障がい者のニーズに応じた支援体制整備
・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等への療養生活支援の強化等

その他の法改正

●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正　平成 26 年４月施行
●難病の患者に対する医療等に関する法律　平成 27 年１月施行
●障害者の雇用の促進等に関する法律の改正　平成 28 年４月施行
●成年後見制度の利用の促進に関する法律　平成 28 年５月施行
●発達障害者支援法の一部を改正する法律　平成 28 年８月施行
●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律　平成 30 年６月施行
●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律　令和元年６月施行
●医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律　令和３年９月施行
●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法　令和４年５月施行

「障害者差別解消法」制定
平成 28 年４月施行

・障がいを理由とする差別の禁止
・合理的配慮の提供

「障害者差別解消法」一部改正
令和６年４月施行

・事業者による障がいのある方への「合理的配慮の提供」が義務

国の基本指針の見直し

第４期障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画

３　計画の性質

本計画は、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画（＝障害者計画）と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害福祉計画）及び「児童福祉法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害児福祉計画）を合わせ、相互に調和のとれた計画として策定するものです。

◎障害者計画（障害者基本法）

第１１条
３　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◎障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

第８８条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項　等

◎障害児福祉計画（児童福祉法）

第３３条の２０　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量

■　障害者の定義と表記について

本町では、「害」の漢字が不快感を与える恐れがあることから、法令や制度の用語では「障害」を使用していますが、広く障がいのある方を表す場合は「障がい」を使用しています。また、医学的な記述の中で使われる病名などは、従来どおりの表記としています。

４　計画の期間等

（１）計画の期間

「(第４期) 障害者計画」を令和６年度から令和 11 年度までの６年間、「(第７期) 障害福祉計画」、「(第３期) 障害児福祉計画」を令和６年度から令和８年度までの３年間とします。

年度 (平成・令和)	30	31 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障害者計画	(第３期) 障害者計画						(第４期) 障害者計画					
	→						→					
障害福祉計画	(第５期) 障害福祉計画			(第６期) 障害福祉計画			(第７期) 障害福祉計画			次期計画		
	→						→					
障害児福祉計画	(第１期) 障害児福祉計画			(第２期) 障害児福祉計画			(第３期) 障害児福祉計画			次期計画		
	→						→					

（２）他の計画との関連

本計画の策定にあたっては、「越知町総合振興計画」をまちづくりの上位計画、「越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を保健福祉分野の上位計画とし、「越知町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「越知町子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との調和を図ります。

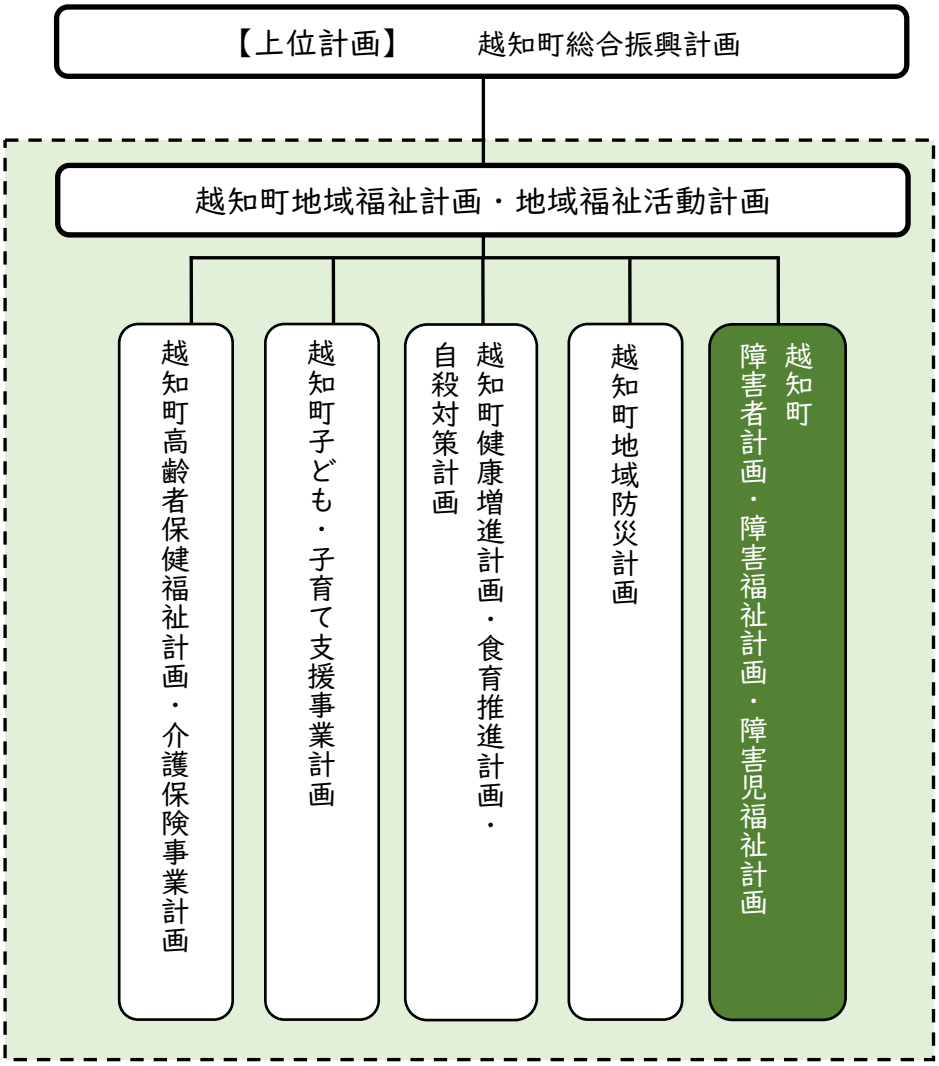

第２章　障がい者を取り巻く現状

１　人口の推移

（１）総人口と年齢3区分の推移

■　人口と高齢化率の推移　　単位：人、％

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
総数	5,605	5,466	5,330	5,209	5,053
年少人口（0～14歳）	456	442	418	403	377
生産年齢人口(15～64歳)	2,595	2,524	2,421	2,360	2,283
高齢者人口（65歳以上）	2,554	2,500	2,491	2,446	2,393
高齢化率	45.6	45.7	46.7	47.0	47.4

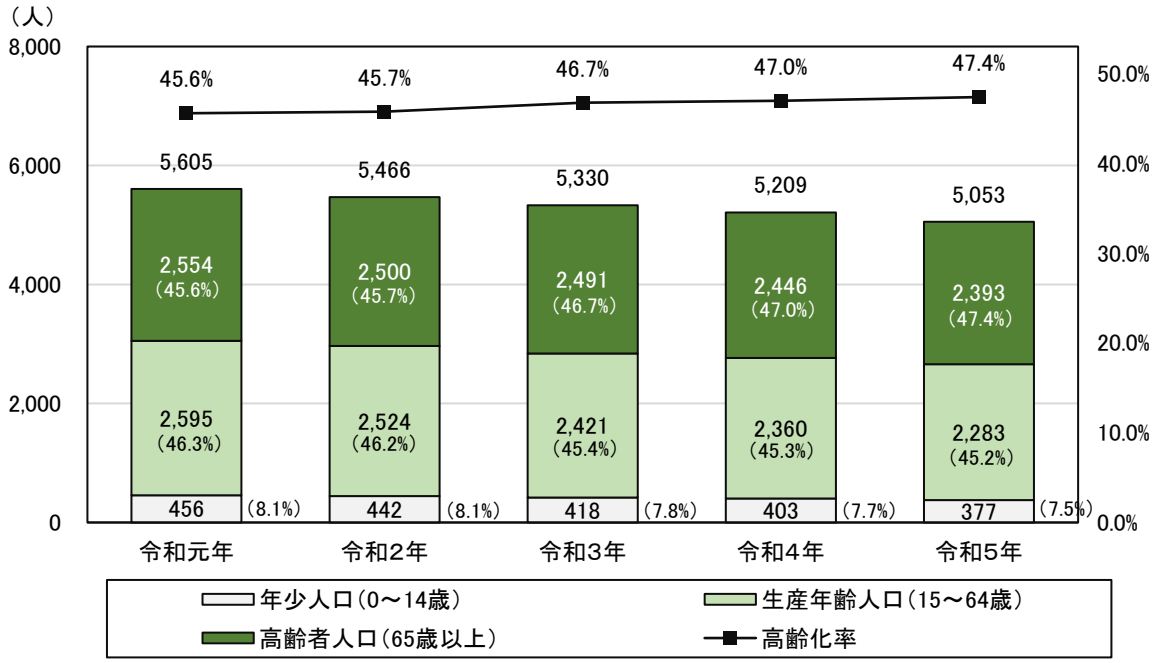

【資料】住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

（２）世帯の推移

■　人口と世帯の推移　　単位：人

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
世帯数	2,823	2,772	2,744	2,695	2,626
人口	5,605	5,466	5,330	5,209	5,053
世帯平均人員	1.99	1.97	1.94	1.93	1.92

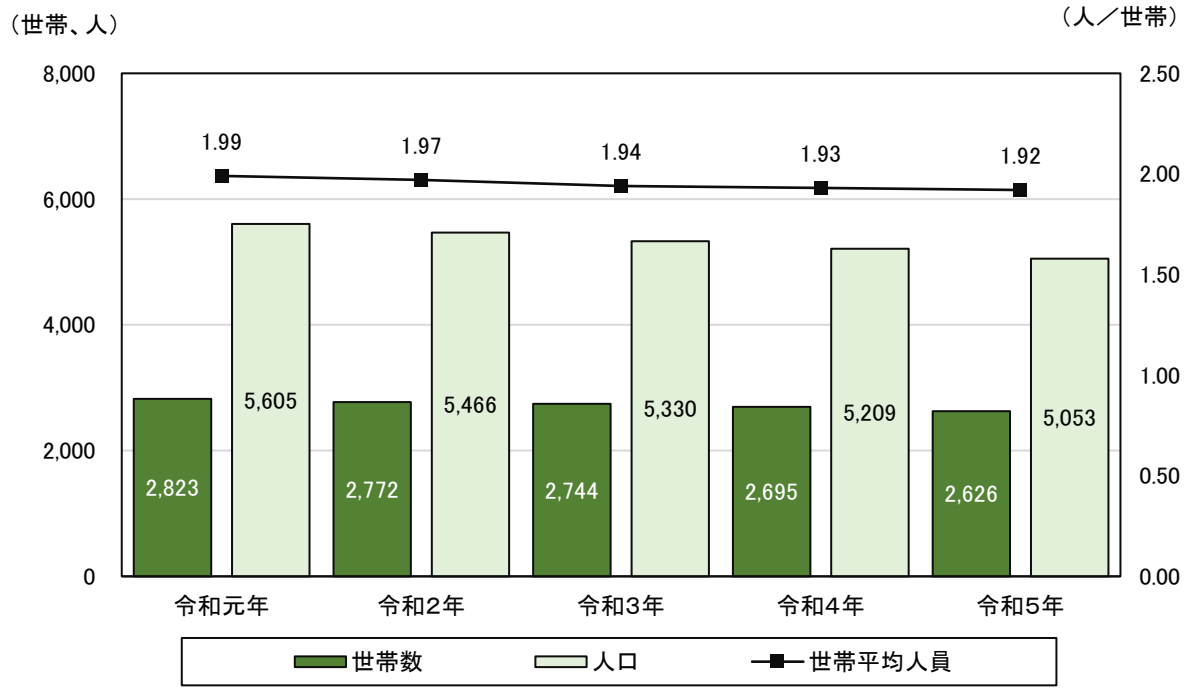

【資料】住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

２　障がいのある人の現状

（１）障害者手帳所持者の推移

■　手帳所持者の推移　　単位：人、％

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
身体障害者手帳	368	375	357	335	321
療育手帳	37	41	39	38	40
精神保健福祉手帳	36	36	47	47	51
手帳所持者合計	441	452	443	420	412
手帳所持者合計／総人口	7.87	8.27	8.31	8.06	8.15

【資料】（各年３月 31 日現在）

（２）身体障がい者（児）の状況

■　身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）　　単位：人、％

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
0～17 歳	1	1	1	2	2
18～64 歳	56	62	55	53	50
65 歳以上	311	312	301	280	269
手帳所持者合計	368	375	357	335	321
手帳所持者合計／総人口	6.57	6.86	6.70	6.43	6.35

■　身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）　　単位：人

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１級	112	115	110	106	108
２級	62	64	60	53	51
３級	73	76	71	69	63
４級	86	82	79	72	63
５級	19	23	21	20	21
６級	16	15	16	15	15
合計	368	375	357	335	321

【資料】（各年３月 31 日現在）

■　身体障害者手帳所持者数の推移（障害別）　　単位：人

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
視覚障害	35	39	36	36	34
聴覚・平衡機能障害	19	19	19	17	18
音声・言語障害 そしゃく機能障害	1	4	4	2	2
肢体不自由	199	195	179	167	160
内部障害	114	118	119	113	107
合計	368	375	357	335	321

【資料】（各年３月31日現在）

（３）知的障がい者（児）の状況

■　療育手帳所持者数の推移（年齢別）　　単位：人、％

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
0～17歳	2	2	2	2	4
18～64歳	31	34	31	32	32
65歳以上	4	5	6	4	4
手帳所持者合計	37	41	39	38	40
手帳所持者合計／総人口	0.66	0.75	0.73	0.73	0.79

■　療育手帳所持者数の推移（程度別）　　単位：人

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
Ａ１	4	4	5	4	4
Ａ２	10	9	9	10	10
Ｂ１	12	13	13	13	14
Ｂ２	11	15	12	11	12
合計	37	41	39	38	40

【資料】（各年３月31日現在）

（４）精神障がい者（児）の状況

■　精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢別）　単位：人、％

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
0～17 歳	0	0	0	1	1
18～64 歳	29	29	35	33	34
65 歳以上	7	7	12	13	16
手帳所持者合計	36	36	47	47	51
手帳所持者合計／総人口	0.64	0.66	0.88	0.90	1.01

■　精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）　単位：人

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１級	0	0	0	0	0
２級	34	35	45	44	47
３級	2	1	2	3	4
合計	36	36	47	47	51

【資料】（各年３月 31 日現在）

（５）障害支援区分の状況

■　障害支援区分認定者数の推移　単位：人

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
区分１	0	0	0	0	0
区分２	6	6	5	9	10
区分３	4	6	4	3	5
区分４	3	3	3	3	5
区分５	4	4	4	4	4
区分６	2	4	3	3	3
総数	19	23	19	22	27

【資料】（各年３月 31 日現在）

（６）難病患者の状況

■　難病患者の推移　単位：人

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
難病患者登録者数	42	48	51	56	47

【資料】（各年３月３１日現在）

（７）特別支援学級等の状況

■　特別支援学級の在籍者数　　単位：人

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
小学校	4	11	10	14	14
中学校	2	2	2	1	3
合計	6	13	12	15	17

【資料】（各年５月１日現在）

（８）経済的支援の受給状況

■　各種手当等の受給者の推移　　単位：人

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
特別障害者手当	2	3	2	3	3
特別児童扶養手当	3	3	3	6	7
障害児福祉手当	0	0	0	1	1
療育手当	1	1	1	1	1
心身障害者扶養共済制度（加入者数）	11	11	11	10	10
心身障害者扶養共済制度（受給者数）	3	3	3	3	3
計	20	21	20	24	25

【資料】（各年３月３１日現在）

■　自立支援医療の受給者の推移　　単位：人

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
精神通院	78	70	76	90	91
更生医療	8	9	9	9	7
育成医療	2	1	0	0	0
計	88	80	85	99	98

【資料】（各年３月３１日現在）

（９）成年後見制度

■　成年後見制度−町長申立件数　　単位：件

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
成年後見制度相談件数	0	0	0	1	0
町長申立件数	0	0	0	1	0

【資料】（各年３月３１日現在）

３　アンケート調査等の概要

（１）アンケート調査の概要

１　調 査 時 期：令和５年８月１５日～９月４日
２　調査対象者：障害者手帳所持者（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）及び、医療機関等で障害等（疑いも含む）と診断されて、障害（児・者）福祉サービス等を利用中又は以前利用された方の中から無作為抽出
３　配　布　数：200 件
４　調 査 方 法：アンケート調査
５　配 布 方 法 ：郵送配布、回収
６　回　収　率：

調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
手帳所持者アンケート	200 件	99 件	49.5%

７　調査結果の見方について
・回答結果の割合「%」は、回答者数（ｎ）に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。
・複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとに回答者数（ｎ）の割合を示しています。そのため、「%」合計が100%を超える場合があります。
・グラフ及び表中に「未回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答条件に沿っていないものを含んでいます。
・グラフ及び表中のｎ（number of case）は、集計対象者総数です。

（２）手帳所持者アンケートの回答者の属性

「身体障害者手帳」42.4%、「療育手帳」31.3%、「精神障害者保健福祉手帳」21.2%の回答比率になっています。

等級についてみると、身体障害者手帳で「１級」が57.1%で最も高く、次いで「２級」21.4%、「３級」11.9%などの順になっています。療育手帳で「B1」、「B2」が32.3%、「A2」が29.0%、「A1」が6.5%となっています。精神障害者保健福祉手帳は、全ての回答が「２級」となっています。

【年齢】

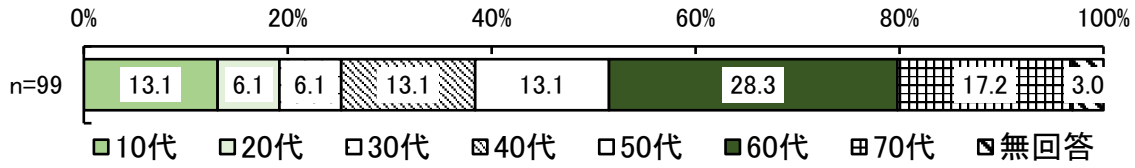

【手帳別等級別】

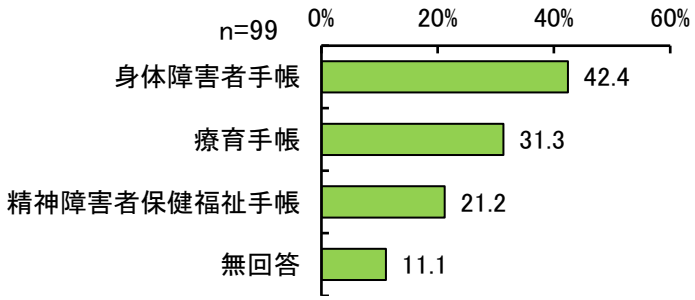

【等級別】

身体障害者手帳

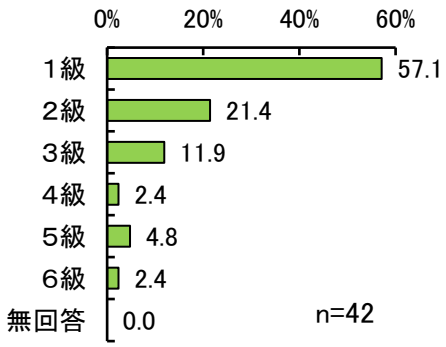

療育手帳

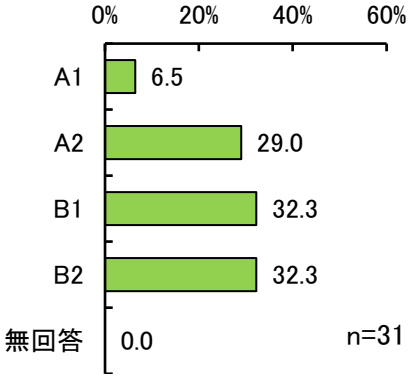

精神障害者保健福祉手帳

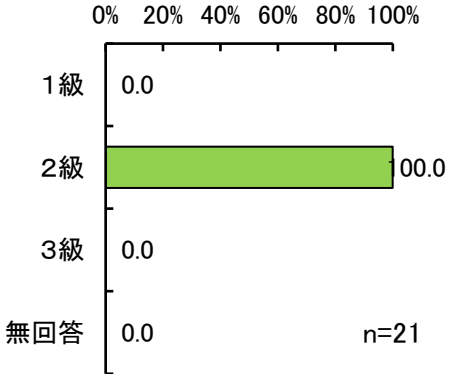

（３）手帳所持者アンケートの回答結果

■　差別を受けた経験について

差別を受けた経験について、「ある」23.2%、「ない」64.7%となっています。
手帳種別にみると、「精神障害者保健福祉手帳」で 42.9%と、３手帳の中で最も高くなっています。
差別を受けた場所について、「職場」「学校」「仕事を探すとき」「外出先」など。

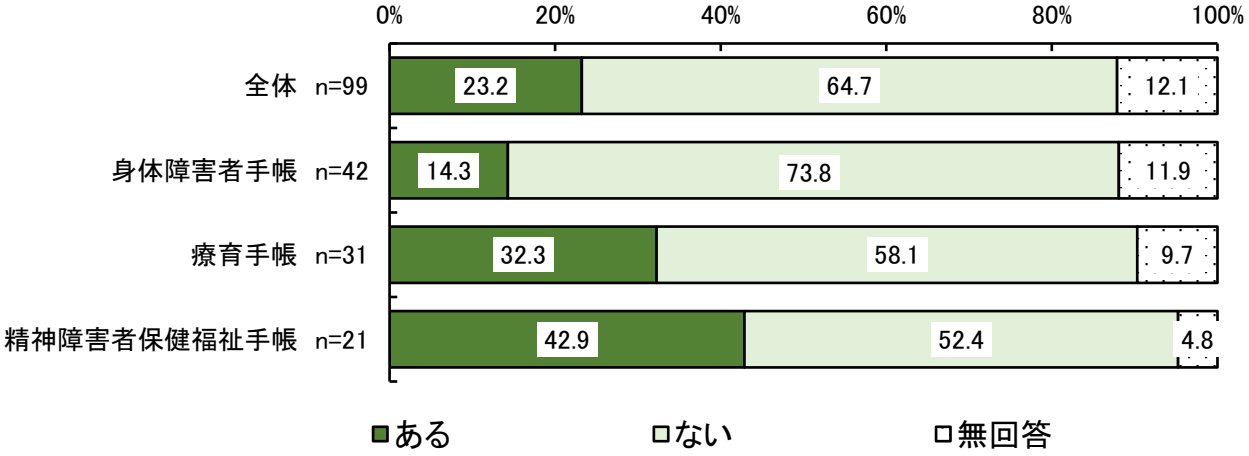

■　どのような時に差別を感じたかについて

身体障害者手帳所持者では「自分の障害に理解がないと感じた」「自分の障害に関する設備・施設（エレベーター、スロープ、トイレ、休憩所、利用案内、駐車場など）がなかった、又は配慮されたものではなかった」が挙げられています。

療育手帳所持者では「直接、偏見的・差別的な発言をされた、又は態度をされた」「自分の障害に理解がないと感じた」が挙げられています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「直接、偏見的・差別的な発言をされた、又は態度をされた」「自分の意向や希望を聞いてもらえなかったり、又は尊重されなかった」「困ったときに周りの人の手助けがなかった、又は断られた」が挙げられています。

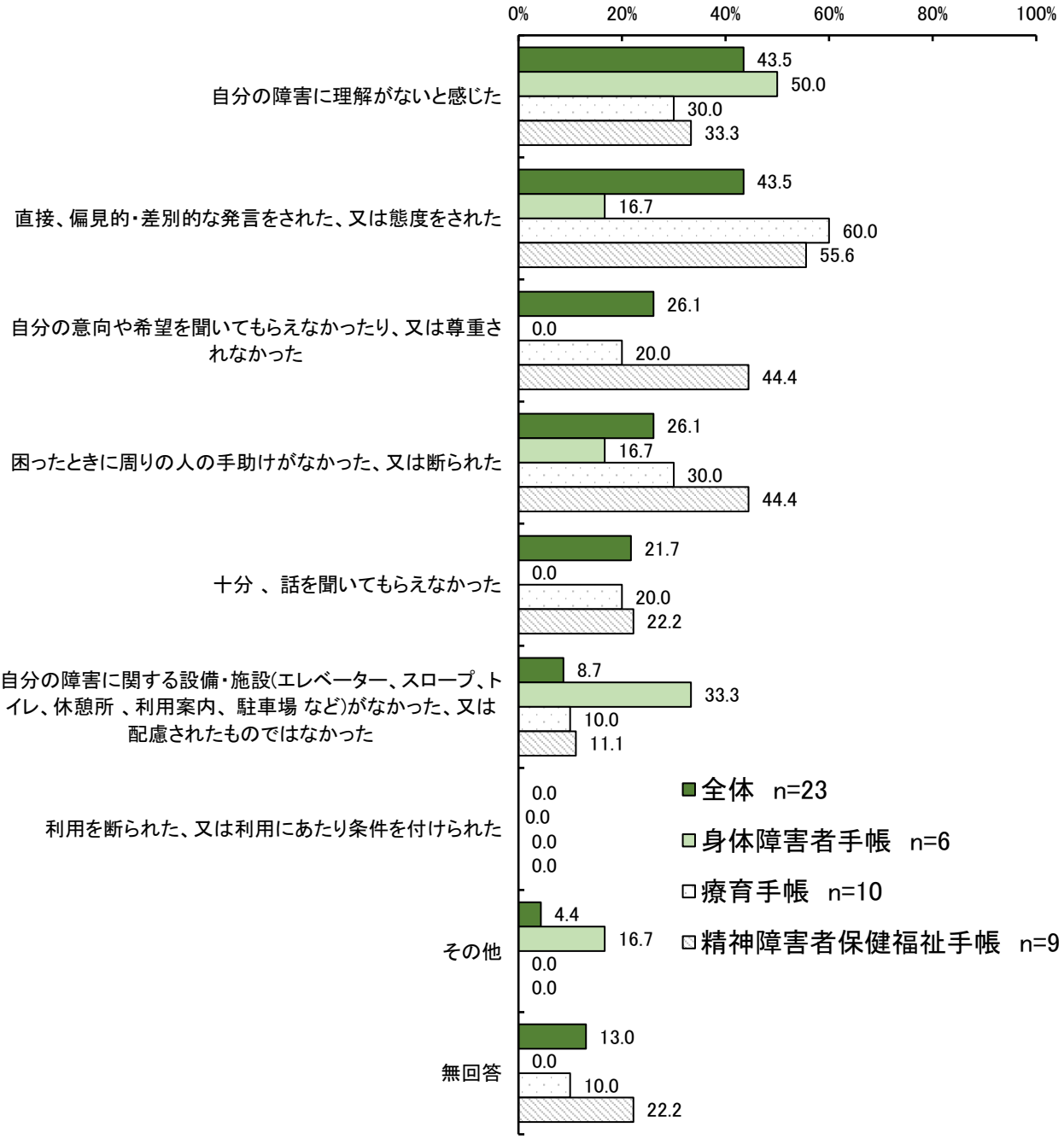

■　生活や福祉に関する情報の入手先

身体障害者手帳所持者では「町役場」「病院や診療所」が挙げられています。
療育手帳所持者では「マスコミ(新聞、テレビ、ラジオ、インターネットからの情報など)」、「障害福祉サービス提供事業者、施設の職員」、「相談支援事業所（相談支援専門員）」が挙げられています。
精神障害者保健福祉手帳所持者では「マスコミ(新聞、テレビ、ラジオ、インターネットからの情報など)」「病院や診療所」が挙げられています。

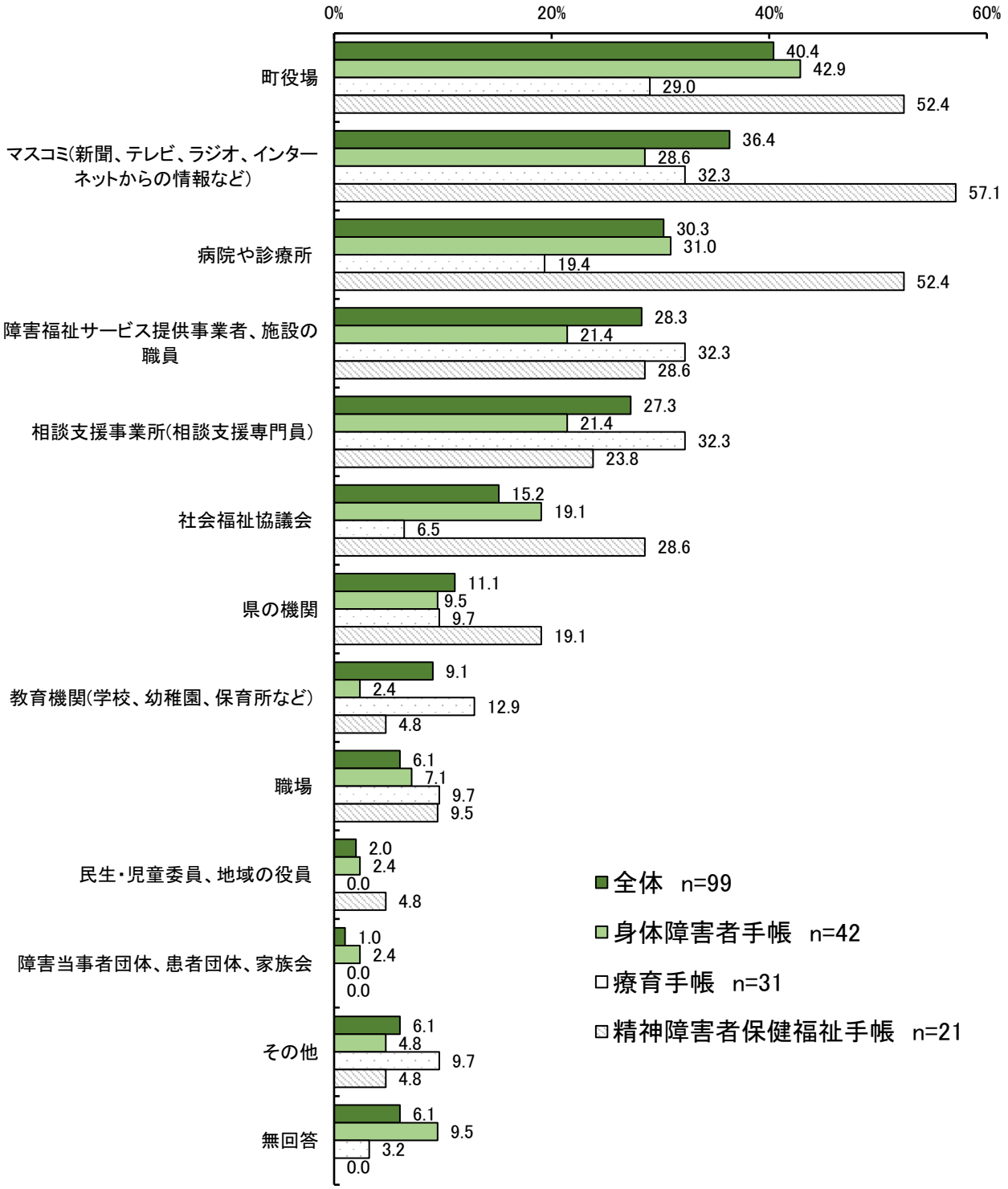

■　生活や福祉に関する情報の入手方法

身体障害者手帳所持者では「町の広報誌」「テレビ」が挙げられています。
療育手帳所持者では「テレビ」「面接・面談」が挙げられています。
精神障害者保健福祉手帳所持者では「町の広報誌」「テレビ」が挙げられています。

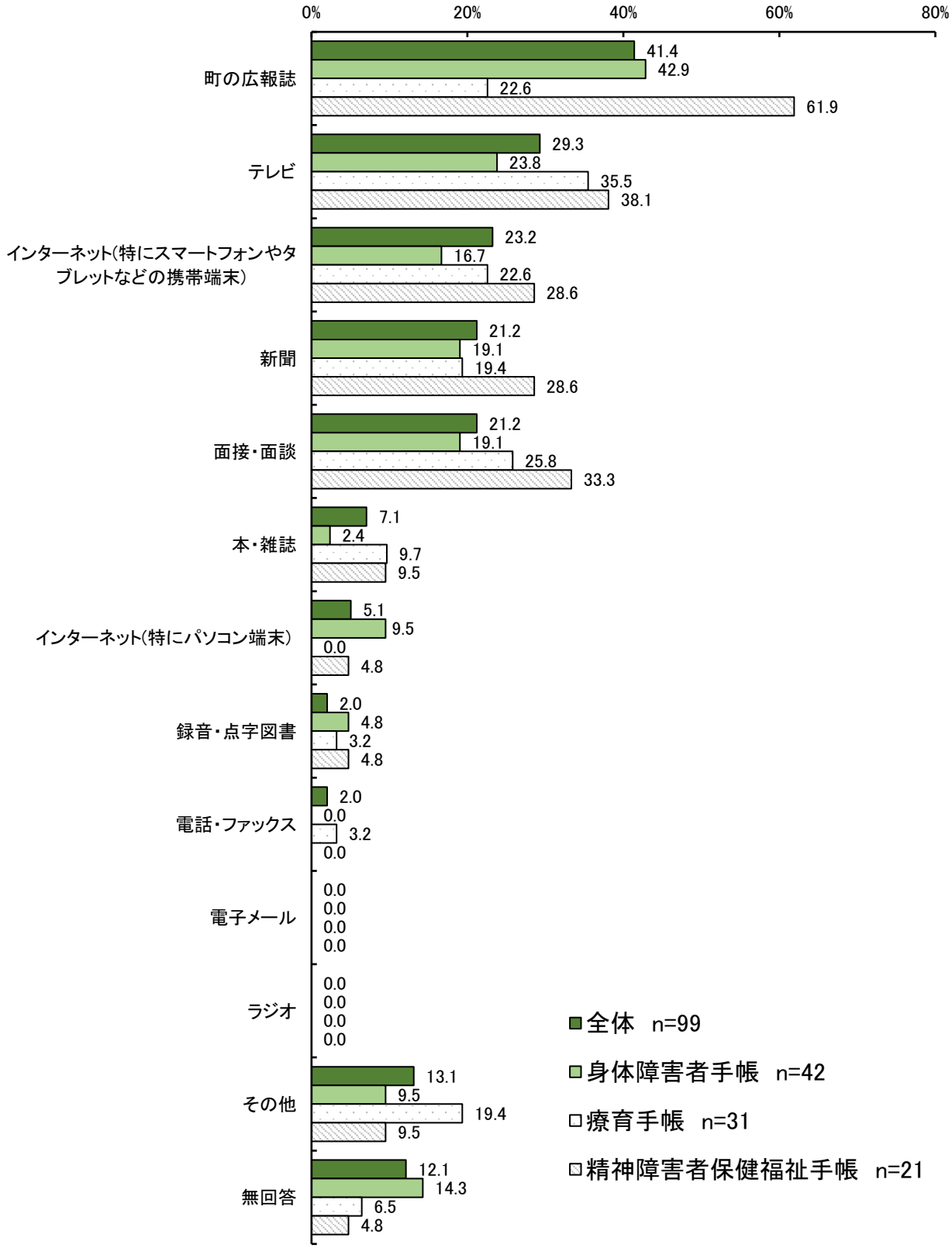

■　情報を入手やコミュニケーションのうえで必要な配慮

すべての手帳で、「必要な情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」「それぞれの障害者が情報を入手できるように、利用しやすい媒体（音声、テキスト、データなど）を提供してほしい」が挙げられています。

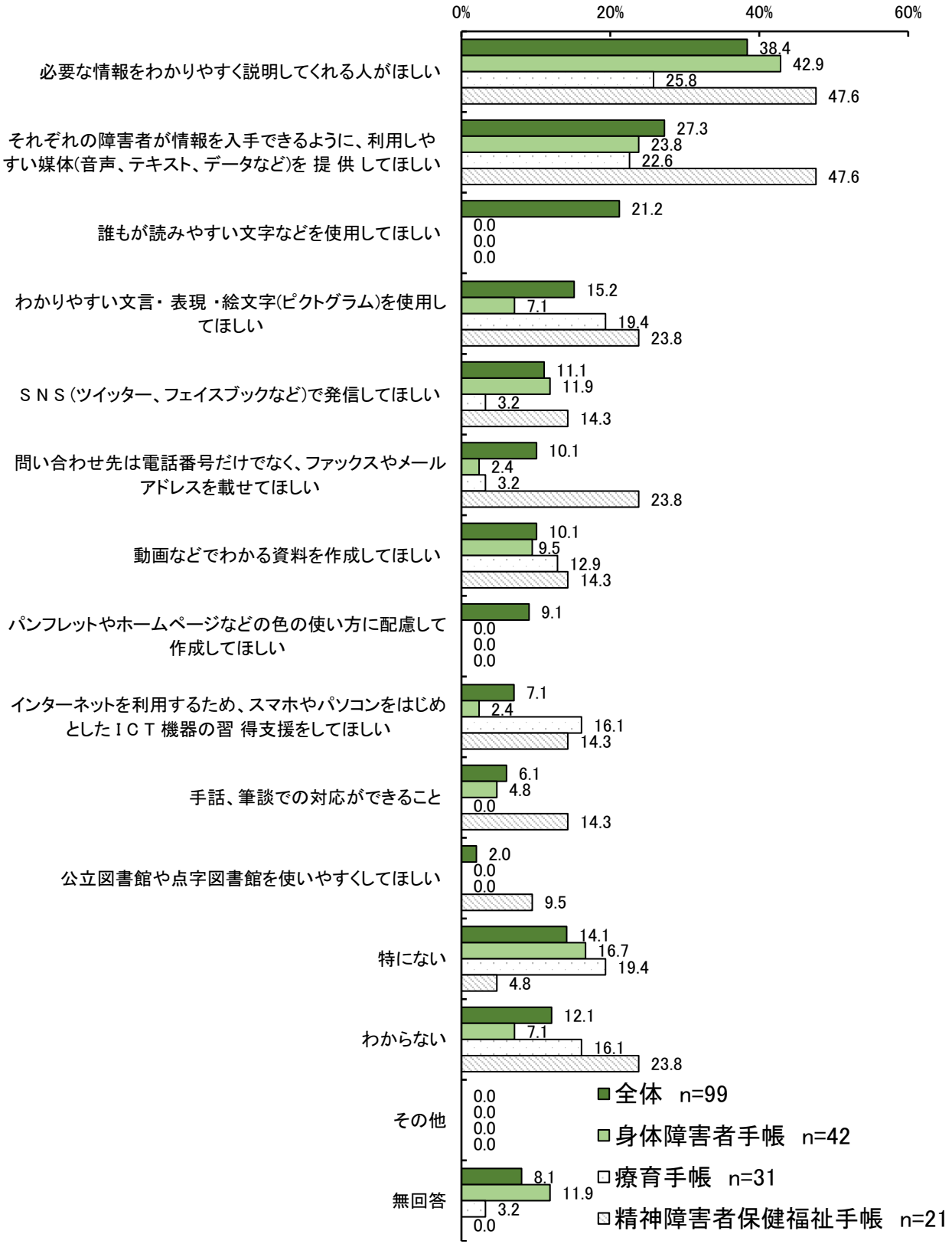

■　安心して生活していくうえで必要なサービス

必要な支援やサービスについて、「困ったときにすぐに相談できる人や場所」が53.5%と最も高く、次いで「周囲の人たちの障害に対する理解」43.4%、「経済的な負担の軽減」41.4%などの順になっています。

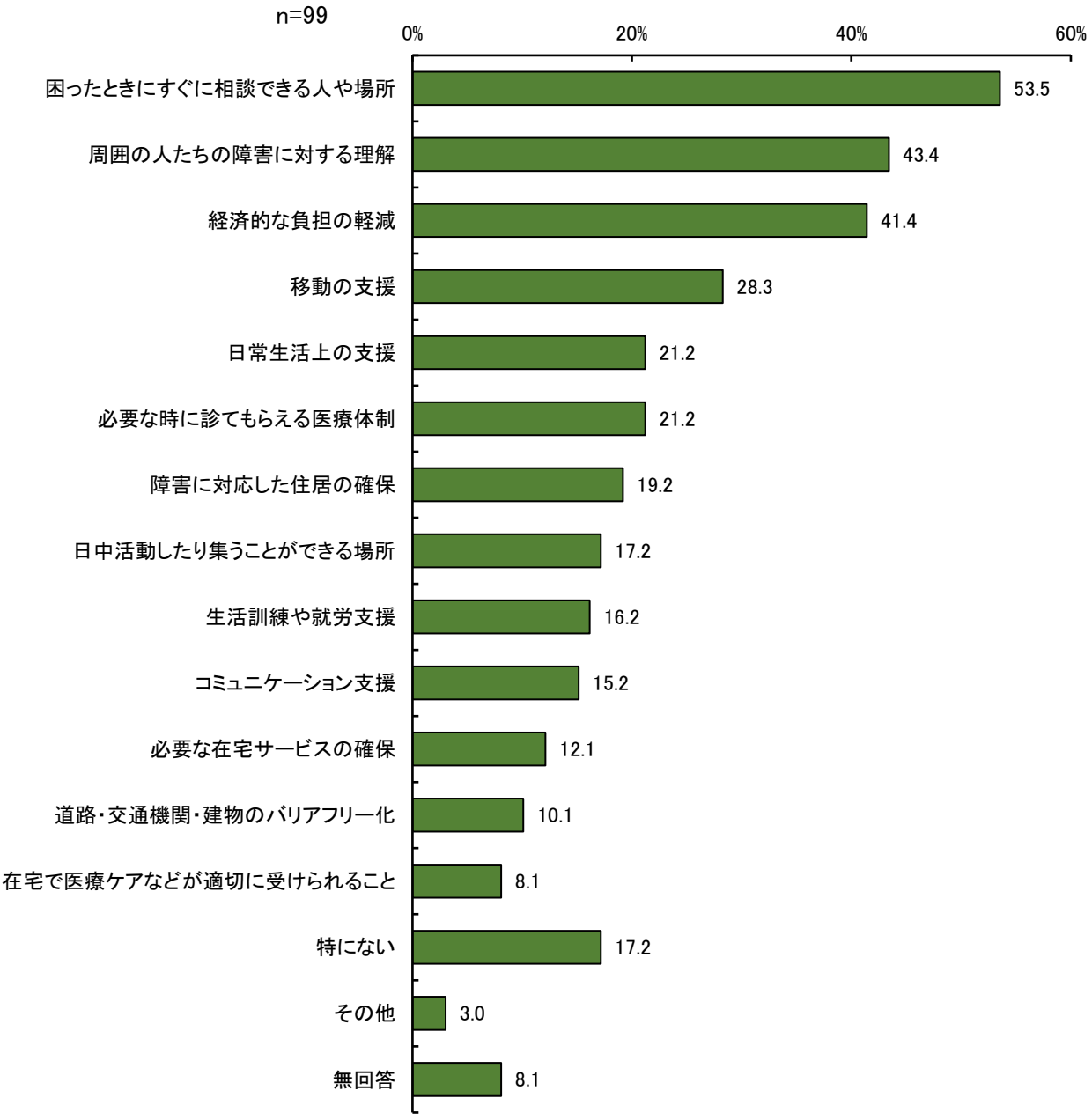

■　外出時に困ること

上位から「公共交通機関の便数が少ない、接続が悪い」24.1%、「発作など突然の体調の変化が心配」18.4%、「外出にお金がかかる」16.1%、「障害者用の駐車スペースが少ない」12.6%、「まわりの人の目が気になる」10.3%などの順になっています。

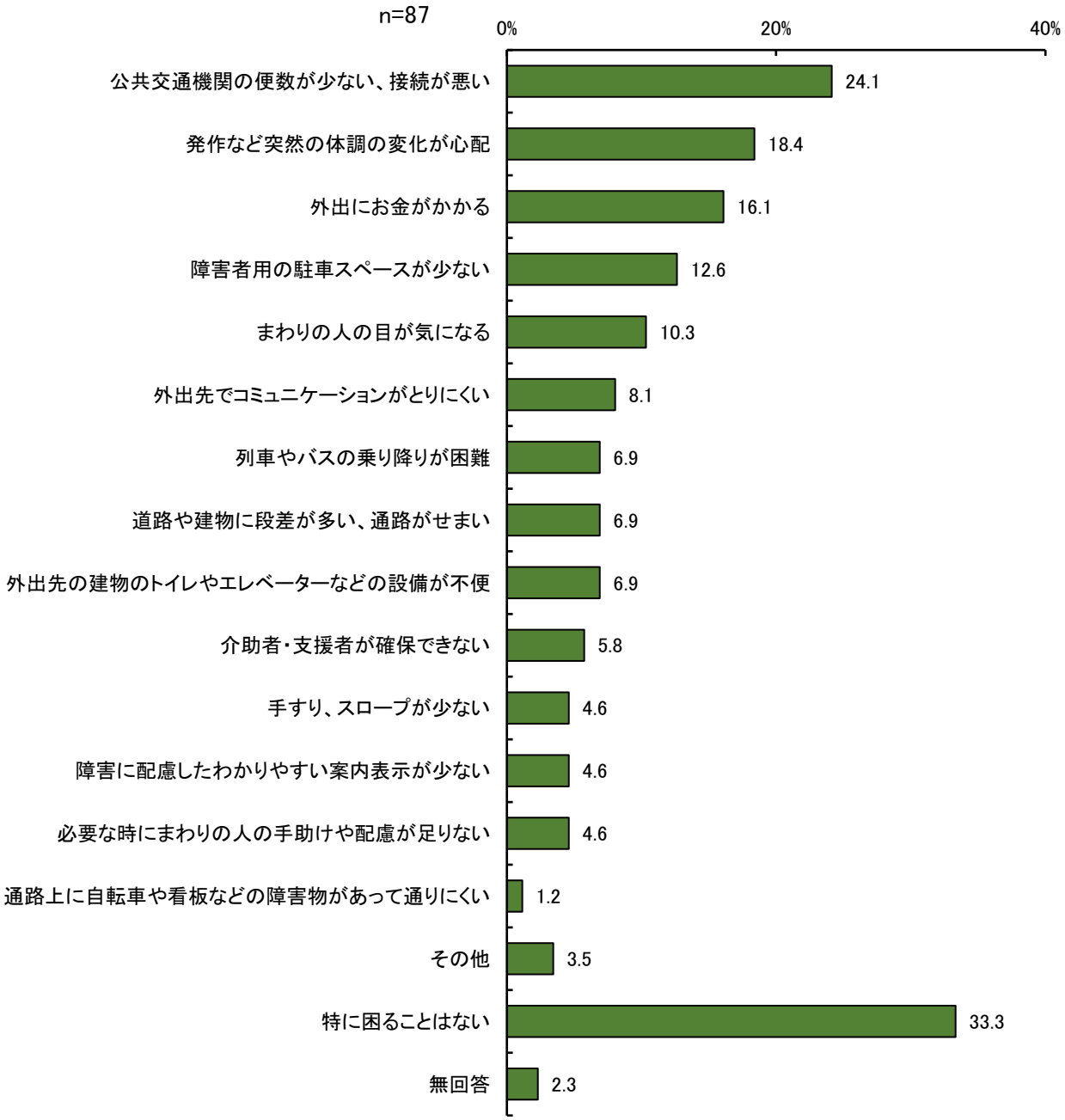

■　お子さんを育てる上で、困難と感じること

上位から「緊急時に子どもを預かってくれるサービス事業所が近くにない」46.2%、「子どもの特性を理解し、伸ばしてくれる教育や指導の場が近くにない」30.8%、「日常的に子どもを預かってくれるサービス事業所が近くにない」23.1%などの順になっています。

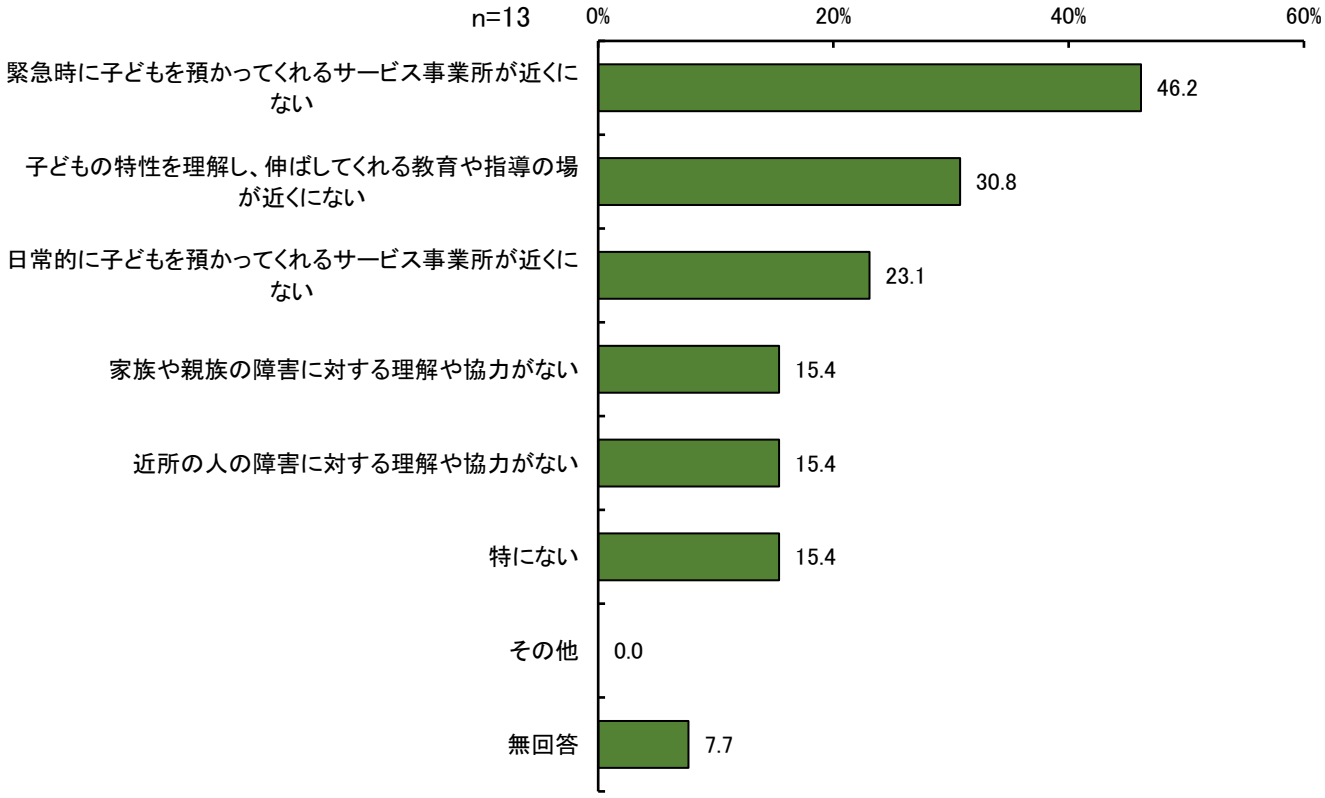

■　今後、充実してほしい保健・医療・福祉サービス

上位から「学習をサポートしてくれるところ」61.5%、「放課後や夏休みなどの長期休暇中に支援してくれるところ」53.9%、「日常的スキルやストレス対応、社会的なスキルなどを身につけるサポートをしてくれるところ」30.8%などの順になっています。

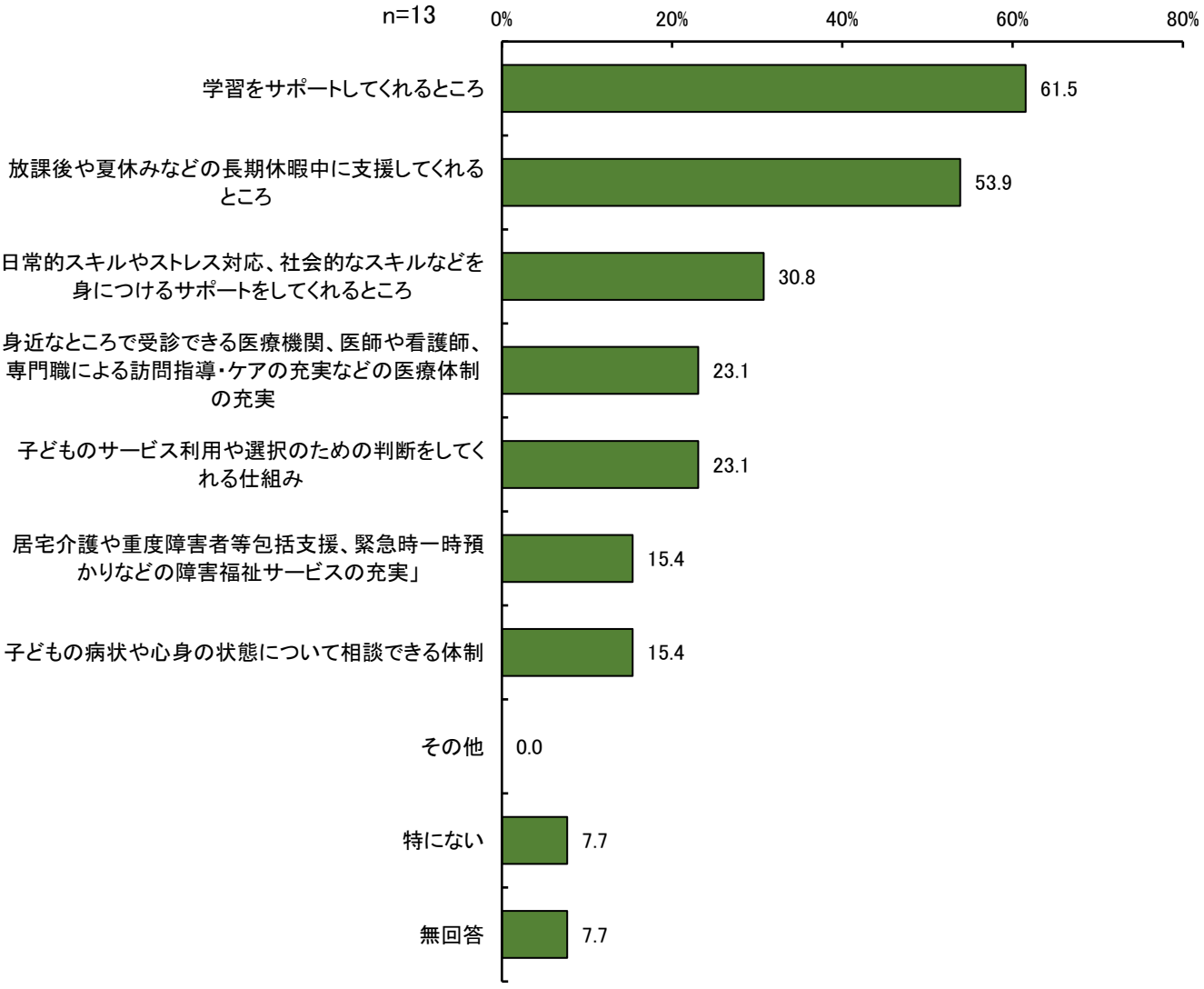

■　保育・教育環境への希望

上位から「入学前・卒業後の進路相談」、「保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校などにおける支援の引継ぎや連携」38.5%などの順になっています。

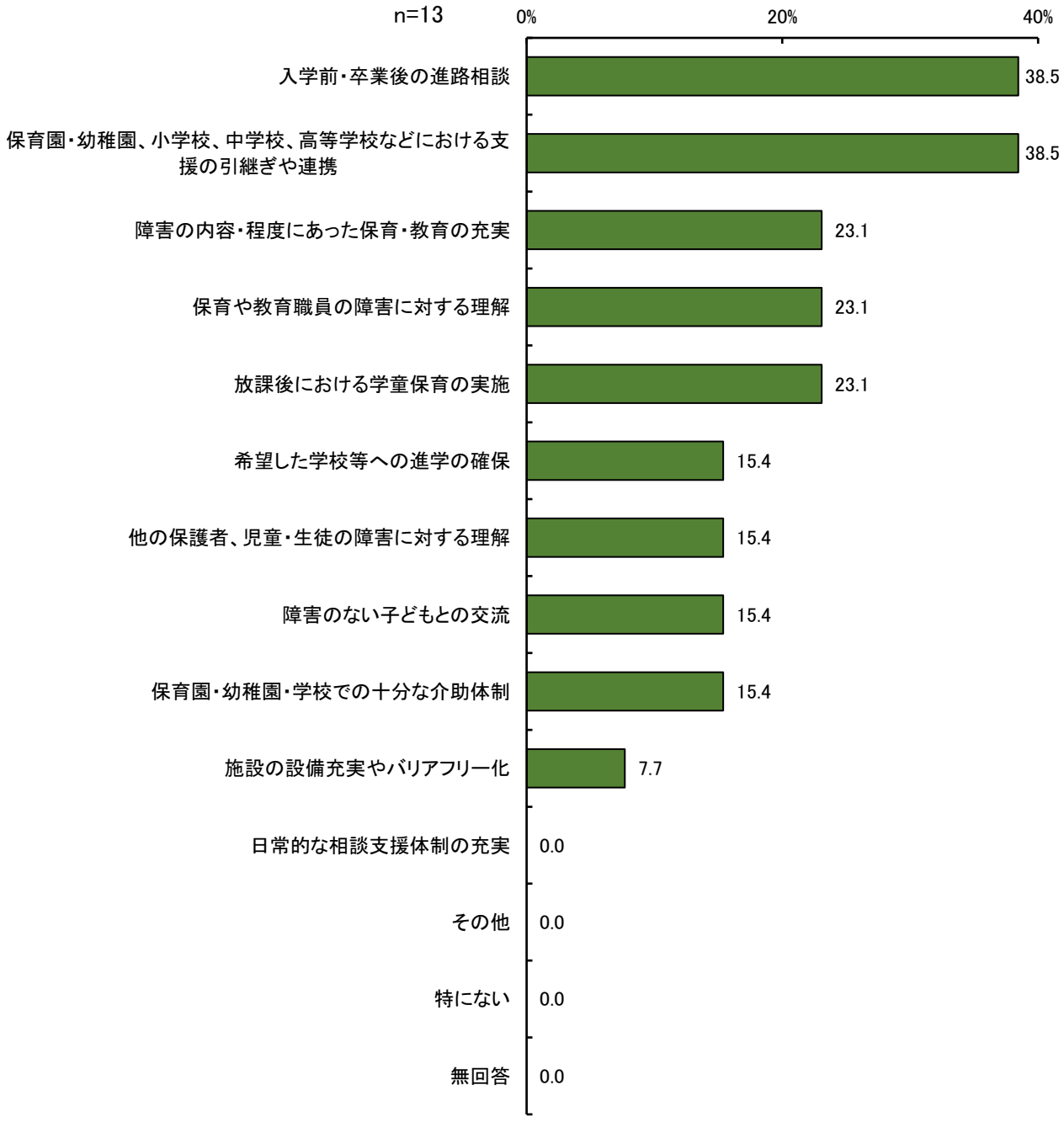

■　障がいのある方の就労支援で必要なこと

上位から「障害の状態や程度にあった職種が増えること」39.3%、「職場の上司や同僚などの障害に対する理解」32.1%、「企業などにおける障害者雇用への理解及び雇用の拡大」28.6%などの順になっています。

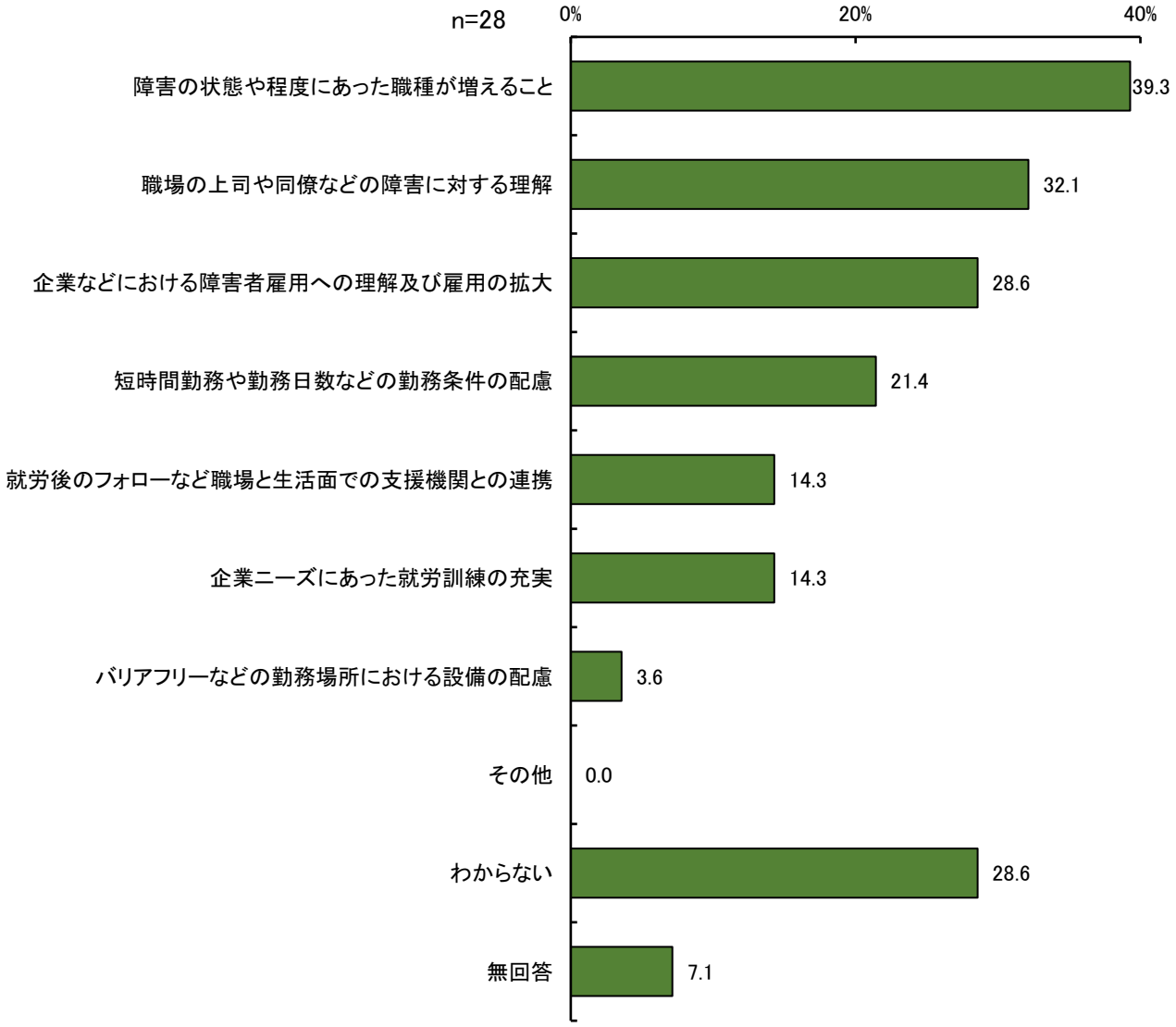

■　将来不安に思うこと（年齢別）

17 歳以下では「経済的なこと（お金のこと）」「進学や学校のこと」「今の生活のこと」が挙げられています。

18～64 歳では「経済的なこと（お金のこと）」「健康や体力のこと」が挙げられています。

65 歳以上では「健康や体力のこと」「経済的なこと（お金のこと）」が挙げられています。

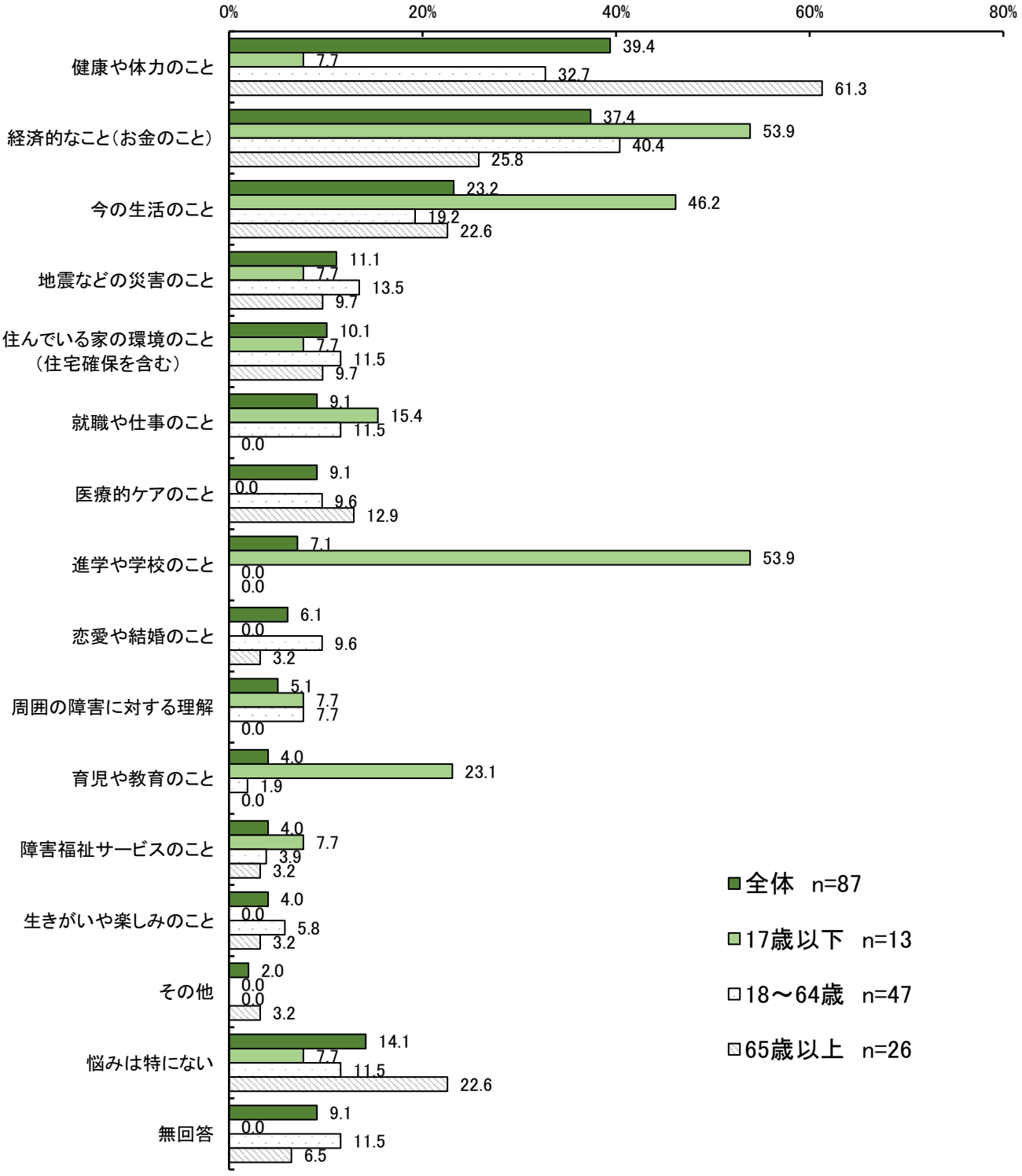

■　将来不安に思うこと（手帳別）

すべての手帳で、「健康や体力のこと」「経済的なこと（お金のこと）」が挙げられています。

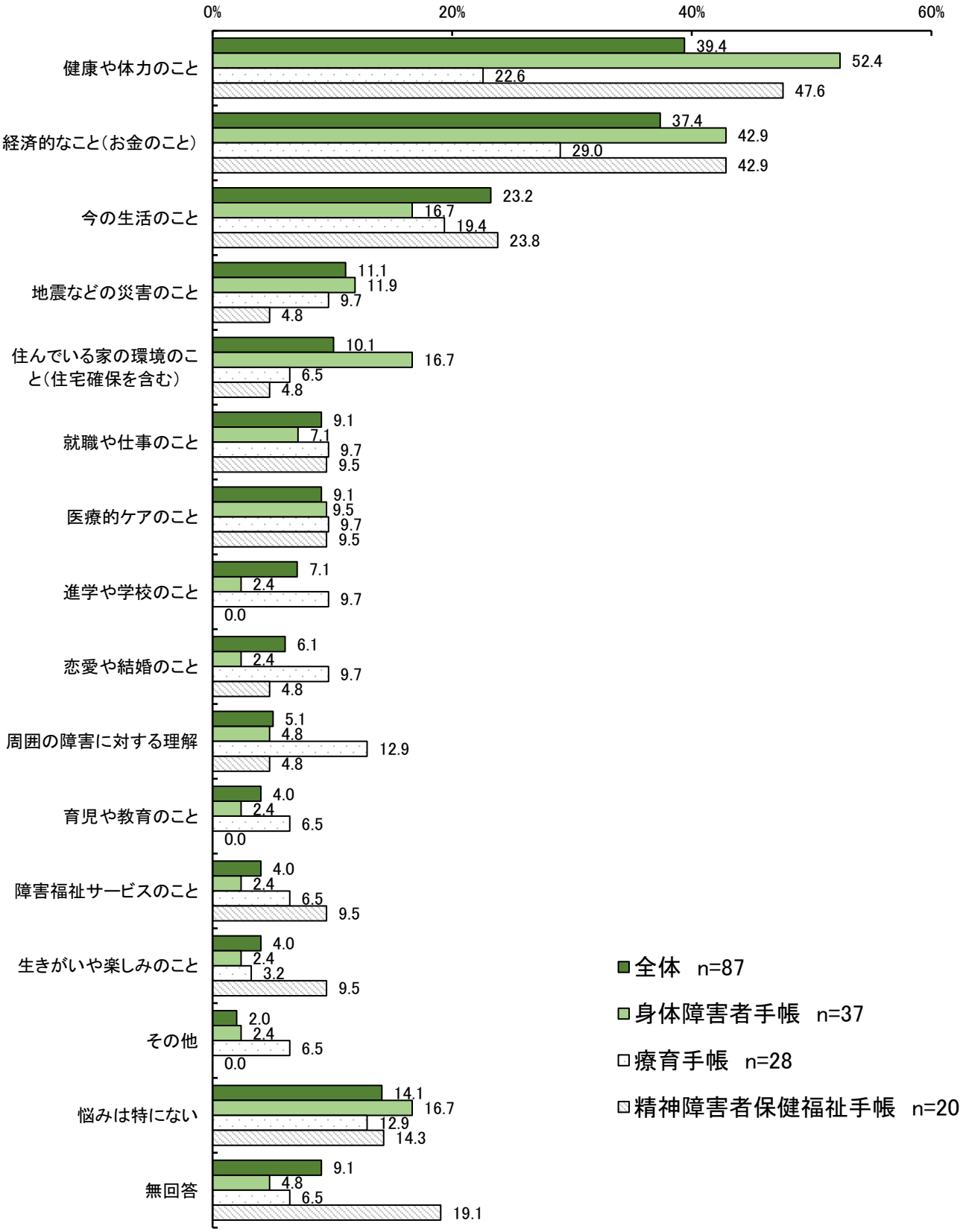

■　困りごとの相談先

上位から「家族・親族」57.6%、「障害福祉サービス提供事業者、施設の職員」30.3%、「町役場」24.2%、「友人・知人」23.2%、「相談支援事業所（相談支援専門員）」22.2%などの順になっています。

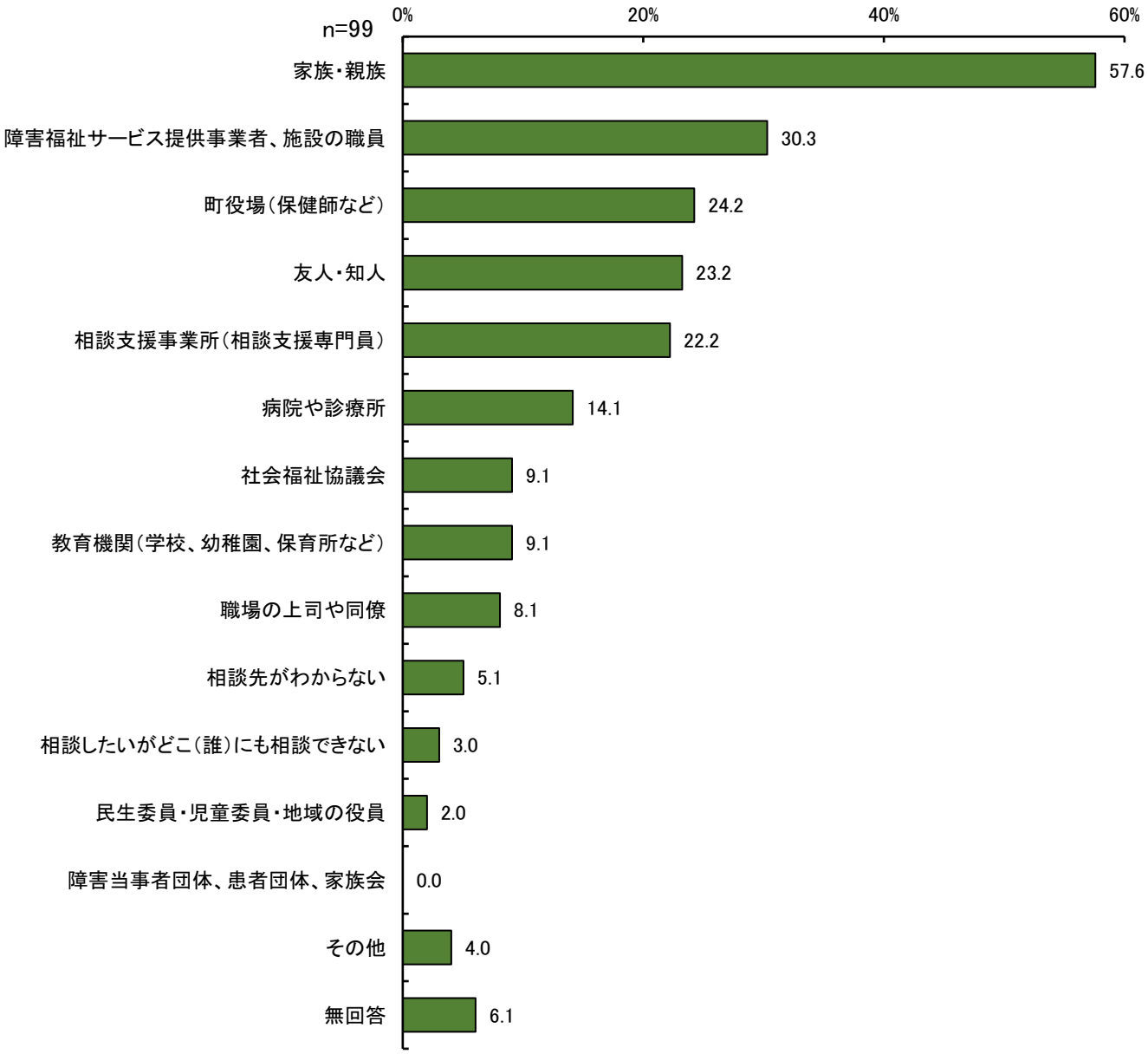

■　福祉や生活に関する相談支援体制に希望すること

上位から「どこに相談したらよいかわかりやすくしてほしい」39.4%、「身近な地域で相談できるようにしてほしい」30.3%、「休日・夜間相談ができるようにしてほしい」24.2%などの順になっています。

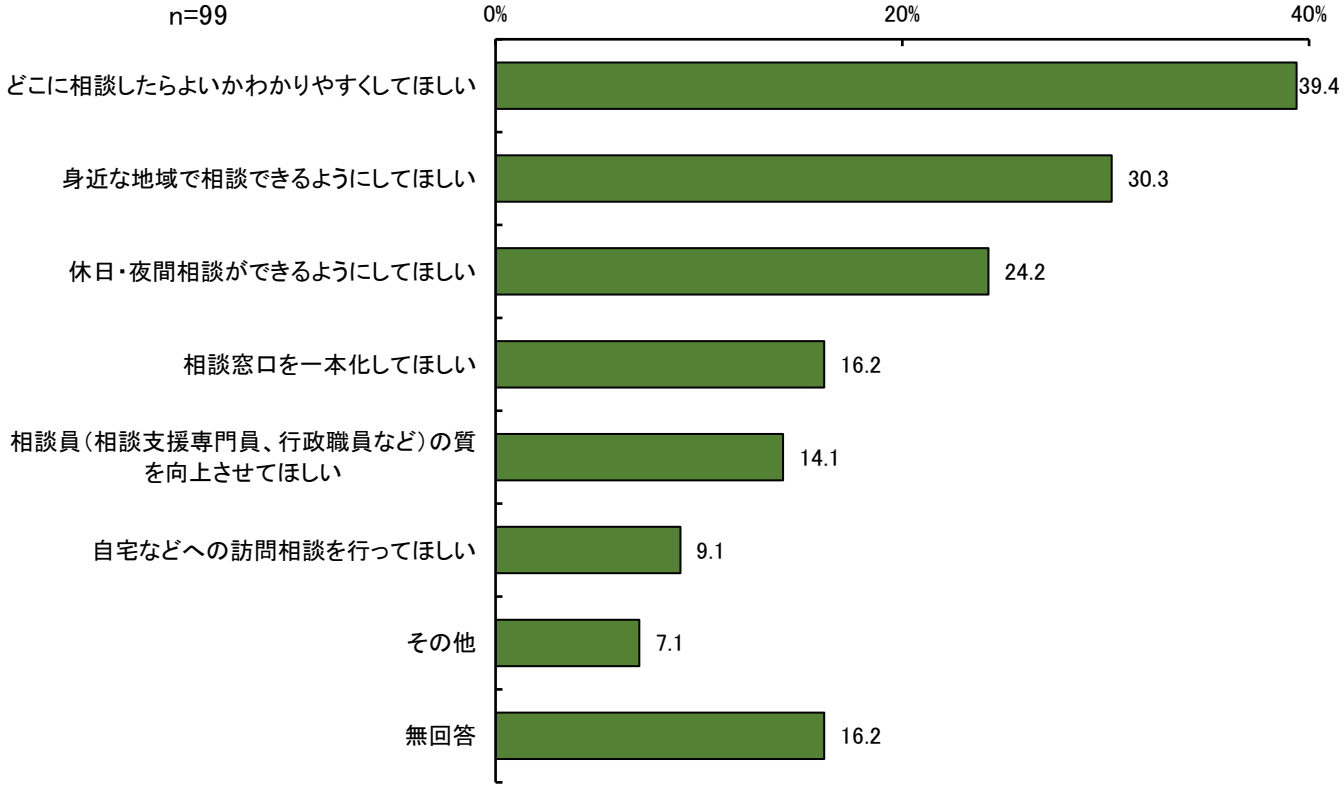

■　災害時の対策で必要なこと

身体障害者手帳所持者では「障害のある方に配慮した避難場所の確保」「医療施設や医療設備の確保」「避難するときの介助者や支援者の確保」が挙げられています。

療育手帳所持者では「障害のある方に配慮した避難場所の確保」「避難所生活におけるプライバシーを守る対策」が挙げられています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「非常食の備蓄など」「障害のある方に配慮した避難場所の確保」「医療施設や医療設備の確保」が挙げられています。

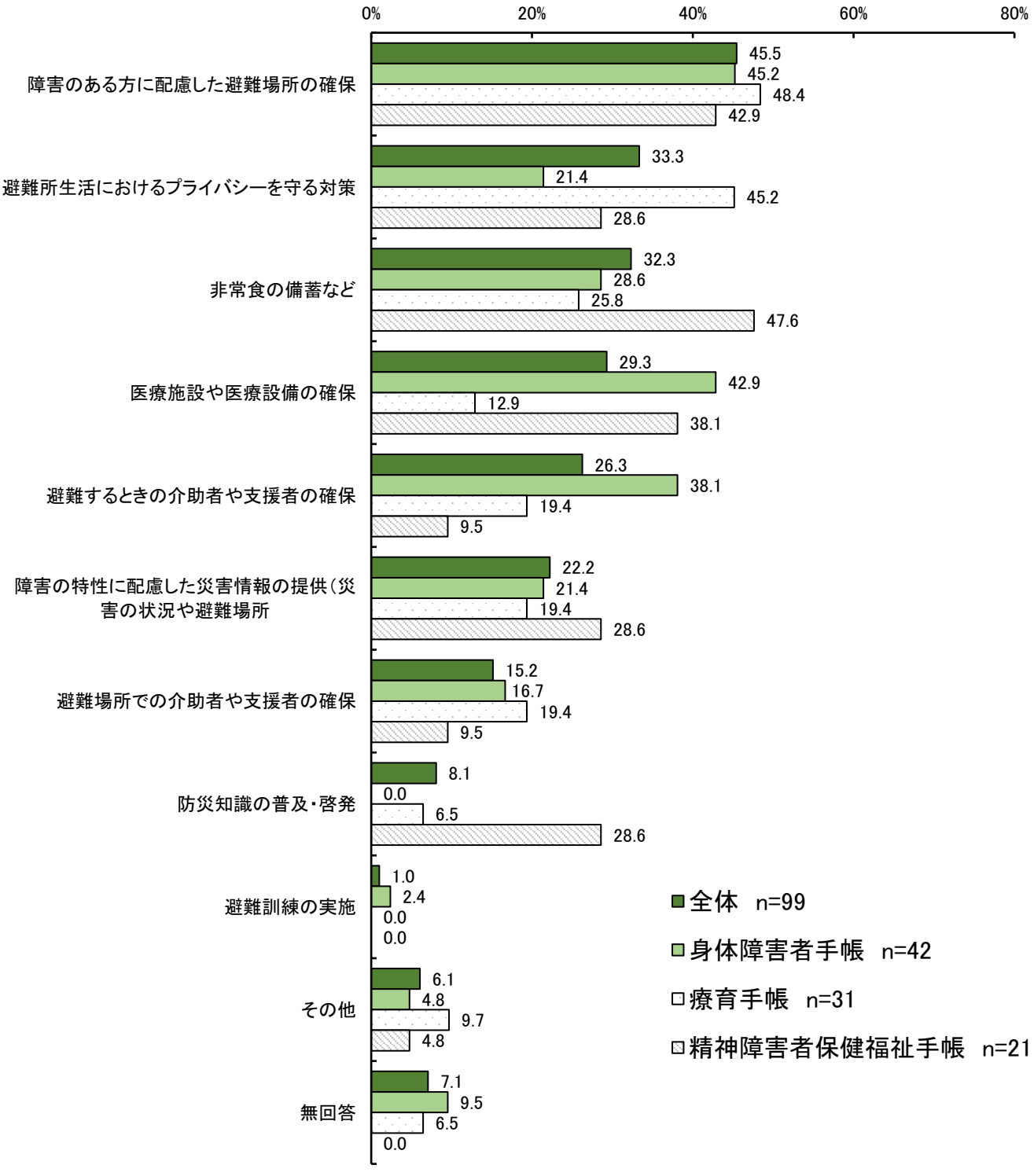

４　障害者計画の課題

国の第５次基本計画及び法改正などの動向や障害者計画・障害（児）福祉計画の進捗から、次期計画の主要な課題分野は以下のとおりです。

（１）　障がいのある人への理解促進

障がいの有無にかかわらず、だれもがお互いに人格と個性を尊重し共生するまちを実現するため、障がいの有無によって分け隔てられることなく、日常的に交流できる場の取組みなどを通じて、障がいのある人に対する理解促進を進めてきました。

アンケート調査では、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことが少しでもある方が 23.2%います。そのような思いをした場所について「職場」が 43.5%、「学校」が 30.4%と挙げられています。どのような時に差別を感じたかについて、「自分の障害に理解がないと感じた」、「直接、偏見的・差別的な発言をされた、又は態度をされた」が 43.5%、「自分の意向や希望を聞いてもらえなかったり、又は尊重されなかった」、「困ったときに周りの人の手助けがなかった、又は断られた」が 26.1%、「十分話を聞いてもらえなかった」が 21.7%となっています。

また、安心して生活していくうえで必要な支援やサービスについては、「周囲の人たちの障害に対する理解」が必要と 43.4%の人達が挙げられています。

共生社会構築のためには、障がいのある人への理解が深まることが大切であり、そのためにも交流や関心を高めるため、地域において世代を超えてのボランティア活動の学習が必要となります。

また、ボランティア活動の活性化に向け、参加の場が固定的にならないよう、より多くの方々との交流を促進し、障がいのある人への理解促進とボランティア活動への関心を増やす機会の創出が重要です。

（２）　相談支援体制の充実

アンケート調査では、安心して生活するために必要な支援やサービスについて、「困ったときにすぐに相談できる人や場所」が 53.5%と半数を超えています。福祉や生活に関する相談支援体制として、「どこに相談したらよいかわかりやすくしてほしい」が 39.4%、「身近な地域で相談できるようにしてほしい」が 30.3%、「休日・夜間相談ができるようにしてほしい」が 24.2%挙げられています。また、困りごとがある時の相談先は、「家族・親族」が 57.6%、「障害福祉サービス提供事業者、施設の職員」が 30.3%、「町役場」が 24.2%挙げられています。

困りごとや不安に思うことが、多岐にわたり課題も複雑化しています。誰もが安心して身近な地域で暮らし続けるためには、様々な課題に対する相談に応じる相談窓口の周知がより一層重要になっています。多様な相談のニーズに対応する相談支援体制の充実には、今後もより一層、関係機関等との連携を図りながら、基幹相談支援センター設置を検討し、包括的な相談支援体制の仕組みを充実した内容で推進する必要があります。そのためには、個別相談支援の機能充実を図るための相談員の質の向上を図ります。

（３）　生活支援サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスをはじめとした、適切なサービス提供が行える支援体制が必要です。アンケート調査では、地域で生活するためにはどのような支援があればよいと思うか、については、「困ったときにすぐに相談できる人や場所」が 53.5%と最も高く、次いで「周囲の人たちの障害に対する理解」43.4%、「経済的な負担の軽減」41.4%が挙げられています。

本町の障がいのある人の生活場所の６割は持ち家となっています。居宅での生活を支える訪問系サービス、日中における自立した生活を支援する日中活動系サービスなど、地域生活を支える適切なサービス提供が求められています。また、経済面で支えていくために、特別障害者手当など受給資格のある方へ不利益が生じないよう、情報提供が求められています。

（４）　就労支援の充実

アンケート調査では、障がいのある人の就労支援として必要なことは、「障害の状態や程度にあった職種が増えること」39.3%、「職場の上司や同僚などの障害に対する理解」32.1%、「企業などにおける障害者雇用への理解及び雇用の拡大」28.6%が上位回答になっています。

引き続き、就労支援に関係する機関との連携を図り、障がいの特性に応じた就労アセスメントを活用し、就労選択支援につなげるなど、本人の特性にあった就労を選択し、収入が得られるよう支援することが重要です。

（５）　防災・防犯対策の促進

災害時に安全な避難ができるよう適切な情報提供、見守り、福祉避難所の確保等の避難援助体制の整備を進めてきました。

アンケート調査では、災害時に備えて必要な対策について、「障がいのある人に配慮した避難場所の確保」45.5%、「避難所生活におけるプライバシーを守る対策」33.3%、「非常食の備蓄など」32.3%が挙げられています。

近年は台風だけでなく豪雨災害への不安も高まっており、地域で安心して生活するためには、日頃の防災意識の向上に向けた避難訓練の実施や災害時の避難支援体制の確保、避難行動要支援者名簿の作成・更新や個別避難計画の作成が重要です。

第３章　障害者計画の推進

１　基本理念

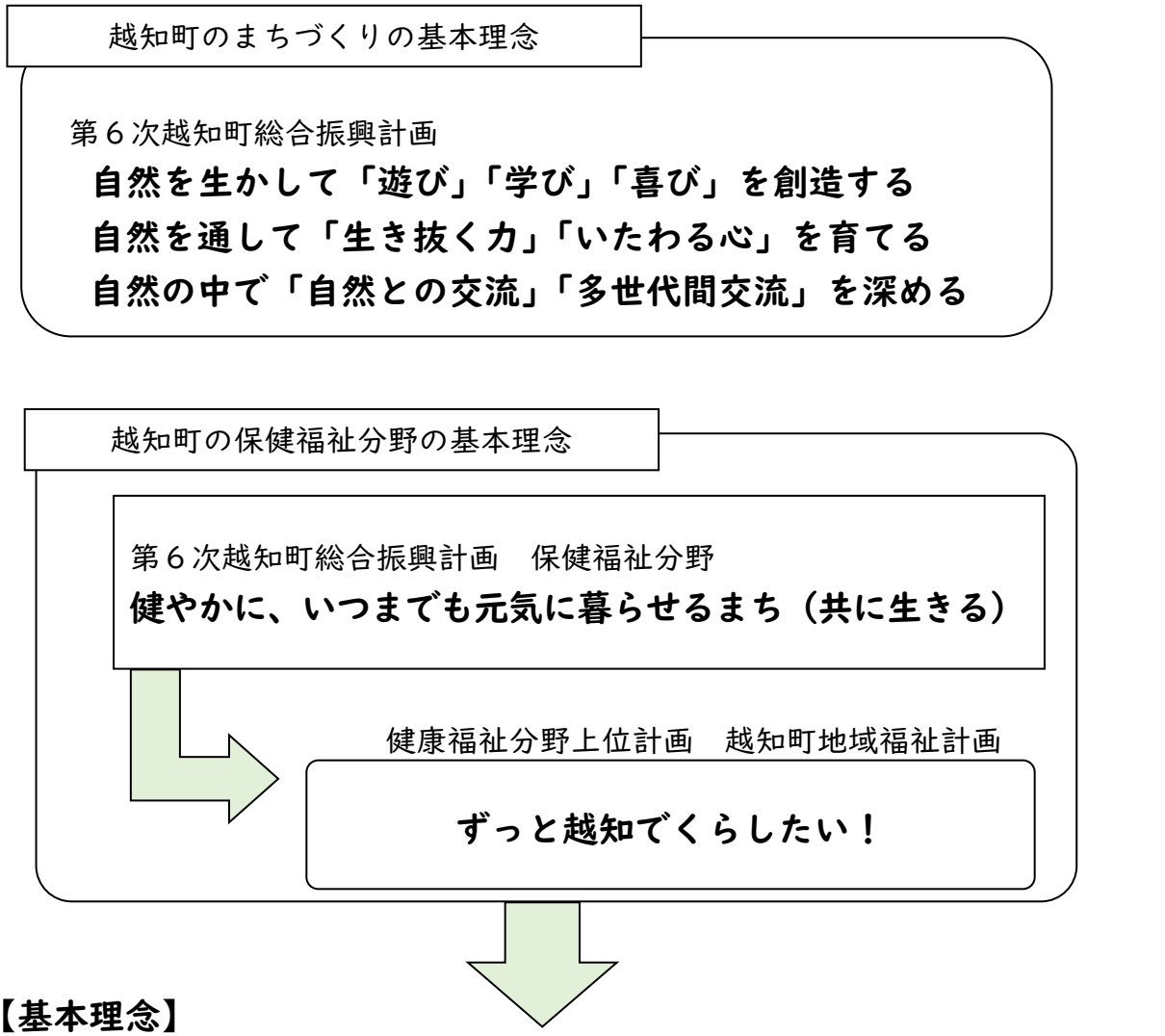

【基本理念】

みんなが輝き　支えあい　ずっと暮らせる共生のまち

障がいのある人が自らの生活を自己決定に基づいて営むことや個性を活かして社会活動に参加することで、障がいのある人全員が輝き、活躍できる地域共生社会の実現に向けて定めます。

２　障害者計画の体系図

基本理念

みんなが輝き　支えあい　ずっと暮らせる共生のまち

基本視点

基本施策

１　ともに支えあうまちづくり（地域共生社会の構築）

（１）啓発・交流の促進
（２）障がいへの理解・差別の解消
（３）虐待の防止・権利擁護の推進
（４）文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実
（５）情報アクセシビリティの向上

２　安心して暮らせるまちづくり

（１）保健・医療の充実
（２）相談支援体制の充実
（３）生活環境の整備
（４）在宅サービス等の充実
（５）緊急時の支援と防災対策の推進

３　いきいきとして暮らせるまちづくり

（１）療育・教育の充実
（２）雇用・就業の促進

3　施策展開

■基本方針Ⅰ　ともに支えあうまちづくり（地域共生社会の構築）

障がいの有無にかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現のためには、障がいのある人に対する偏見や差別をなくし、助け合い・支え合いの地域づくりを進めていくことが大切です。

障害者差別解消法では、障がいを理由とする不当な差別の禁止や合理的配慮の提供を定めており、障がいのある人がその人らしい地域生活を送ることができるためには、権利や尊厳が保持されるように権利擁護も大切です。そのためにも、啓発や交流活動等を通じて障がいを理由とする差別の解消の推進や障害者虐待の防止に努めるとともに、障がいのある人の権利擁護のための取り組みを進めます。

※地域共生社会

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会が繋がり、一人一人が生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方のこと。

（１）啓発・交流の促進

障がいのある人とない人の相互理解を深めていくために、障がいの有無にかかわらず町民同士が交流し、心の通じ合う地域社会を築いていくこと、またその中で、障がいを抱えているいろいろな状況、立場の人たちがいることを理解し、お互いを尊重しあうことを目指した機会づくりが必要です。また、子どもの頃から一人の人間同士として自然に交流し、理解を深めノーマライゼーションの理念を浸透させていくことが必要です。

地域における交流の推進として、障がいのある人が地域交流の場に参加しやすいよう、地域住民が、障がいのある人に対する正しい理解も持つよう啓発を行っていくとともに、障がいのある人の見守りや交流ができるよう気軽に声をかけることや、また会場までの交通手段の確保などの支援が必要となっています。

施　　策	施策内容
啓発・広報活動の充実	町の広報誌、コスモス通信等を活用し、理解しやすい内容の広報活動を実施します。また、障がいのある人に対する理解を促進するため、関係団体等の連携による啓発活動を充実します。
「障害者週間」等における行事の充実	ノーマライゼーション※の理念の普及啓発を図るため、「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「障害者雇用支援月間」（9月）の周知を図るとともに、これらの機会をとらえた障がいのある人への理解を深める行事の内容充実を図り、市民の参加を促進します。
交流活動の推進・居場所づくり	障がいの有無にかかわらず交流できる機会を増やすため、交流の場の確保や障がいのある人でも気軽に参加できるイベントの開催等を図ります。障がいのある人やその家族が、お互いの悩みを共有できる仲間づくりや交流活動等の充実を図ります。
障がいのある人の社会参加支援	障がいのある人が交流活動等に参加しやすい環境づくりに向け、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者の派遣などの支援を行います。
ボランティア活動の支援	社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の支援を行い、ボランティア意識の高揚・育成を図ります。

※ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者、児童など、すべての人が障がいの有無にかかわらず同等に人間として尊重され、他の人々と同じ権利を保障されながら、住み慣れた地域社会で生活することができるという考え方のこと。

（２）障がいへの理解・差別の解消

国においては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（以下「障害者差別解消法」とする。）の施行等法律が整備され、障害者の権利を擁護する体制が整いつつあります。

アンケート結果では、職場や学校と日常の中で、差別や嫌な思いをしたことがあり、依然として差別事象が発生している状況がうかがえます。

こうした実態を踏まえ、障がいのある人が権利の主体として地域で安心して暮らしていくためには、「障害者差別解消法」を踏まえ、差別の解消・障がい者や障がいへの理解促進につながるよう、必要な施策を推進していくことが重要です。

差別の解消、障がいのある人への理解促進などを実効性のあるものとし、すべての人が安心して暮らすことのできる社会の実現を図ります。

施　　策	施策内容
障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みの推進	障がいを理由とするあらゆる差別の解消に向け、あらゆる公的な機関で、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供に関する取り組みの推進、事業者への周知・啓発に努めるとともに、差別解消の取り組みを行うネットワークを形成し、差別のない社会づくりを進めます。

（３）虐待の防止・権利擁護の推進

障がいのある子どもや障がいのある人に対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応について、引き続き関係機関が連携して取り組むとともに、障がいのある人が権利を尊重されながら安心して暮らせるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する事業を広く周知し、利用を促進していきます。

施　　策	施策内容
虐待防止施策の推進	関係機関との連携を図りながら、障がいのある人への虐待に対する相談対応を引き続き実施するとともに、ポスター等の掲示により虐待防止に関する広報・啓発等を推進します。
権利擁護の推進	障がいのある人の消費者としての利益の擁護と増進を図るため、障害特性に応じた適切な方法で情報提供および啓発活動を行います。

（４）文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実

障がいのある人がいきいきとした生活を送るためには、本人が持つ能力を最大限に生かせるよう支援することが重要です。文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等は、障がいのある人の生活を豊かにし、障がいのある人とない人との交流の機会にもつながります。

障がいのある人が生きがいに満ちた心豊かな生活を送るとともに、楽しい時間を共有することにより仲間づくりを行えるよう、参加しやすい環境づくりに留意しながら、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実に努めます。

施　　策	施策内容
文化・交流活動への啓発広報の推進	障がいのある人の文化・交流活動について障がいのある人や保護者（介助者）、また、地域住民に対して、講演会などを通じて啓発・広報活動を進めていきます。
障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の促進	障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう、県主催の障がい者スポーツ大会等の内容充実・参加促進に努めます。
生涯学習の機会の充実	障がいのある人もない人も、生涯を通じて学習活動を行い、充実した人生が送ることができるよう、生涯学習の機会の充実を図ります。

（５）情報アクセシビリティ※の向上

国では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がいのある人の情報の取得や意思疎通に係る施策を充実させ、障がいのある人が円滑に情報を取得・利用することができるよう、配慮に努める必要があります。

すべての住民がともに理解し合い、ともに支え合う共生社会を築いていくためには、障がいのある人とない人、障がいのある人同士のコミュニケーションを円滑にすることや障がいの状況に応じた情報収集手段の確保など、情報アクセシビリティの強化に努めます。

施　　策	施策内容
意思疎通支援の充実	聴覚や視覚障がい等により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の者の意思疎通を仲介する手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業の利用促進を図ります。
障害者施策等に関する情報提供の充実	広報紙、ホームページなど、多様な情報媒体を通じ、障害者施策・障害福祉サービスの内容と利用方法、困ったときの相談機関・窓口に関する情報提供の充実に努め、分かりやすく、アクセスしやすい情報提供に努めます。
ホームページのウェブアクセシビリティの向上	ホームページへスマートフォンなどの多機能端末からのアクセシビリティを向上させ、情報提供の充実に努めます。

※情報アクセシビリティ

アクセシビリティは、近づきやすさ、利用しやすさ、便利であることと訳される。障がいのある人、高齢者をはじめ、あらゆる人がパソコンや Web ページなどの情報資源を不自由なく利用できること。

■基本方針２　安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が安心して暮らしていくためには、身近な地域で専門的な医療が受けられること、精神障がいのある人の地域移行を支えること等、保健・医療・福祉の分野において、それぞれが役割を担い、連携を強化していくことが必要です。

一人ひとりの障がいの状況に応じて、生涯を通じて必要な保健・医療・福祉サービスが受けられる体制づくりをめざすとともに、保健・医療・福祉サービスの充実を図り、自立生活に向けた支援体制を構築します。

障がいのある人の抱えている悩みや問題は多様であり、個々に応じた柔軟な対応が求められます。そのため、相談員の専門性の向上や人員の確保に努めるとともに、関係機関との情報共有・連携体制の強化により総合的な相談支援体制構築を行い、障がいのある人が地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、多様なサービスの提供を進めます。

（1）保健・医療の充実

本町では、妊産婦保健指導等で妊娠期における飲酒、喫煙、薬物などによる胎児への悪影響や規則正しい生活習慣の相談や啓発などを行っています。

また、成人の方を対象とした総合健診を実施し、生活習慣病予防、がんの早期発見、早期治療のための取り組みを行っており、受診率の向上や健康の維持管理、増進についての啓発活動の充実が求められます。

障がいのある人が安心して暮らすためには、心の健康づくりが重要となってきますので、働き盛りの方のメンタルヘルスや医療機関等に早期に相談できる体制づくりが必要です。

障がいのある人に関する医療については、一般的な医療に加えて障がいそのものの軽減を図るための医療費制度や医療費助成制度があり、これらの制度は、障がいの軽減、健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。

施　　策	施策内容
健康づくりの推進	住民の心身の健康づくりを支援するため、健康づくりに関する知識や情報の普及啓発、健康診査、保健指導、健康相談など保健事業の実施に努めます。また、健康管理に関する知識の普及、受診しやすい健診体制の整備に努めます。
心の健康づくり	心の健康に関する住民の関心を高め、保健師等による相談を継続して行い、必要に応じて医療機関等との連携を行います。
医療制度の周知	自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）や福祉医療助成制度等の受給資格のある方へ不利益が生じないよう、給付及び周知を図ります。
医療・リハビリテーションサービスの充実	障がいのある人の地域移行を推進するためにも、在宅生活を支える医療サービスの充実を図るとともに、リハビリテーションサービスの実施に向けて取り組んでいきます。越知町では医療機関が多い特徴があり、関係医療機関との連携を強化していきます。
精神保健医療との連携	精神保健医療について、関係医療機関等との連携を取りながら取り組んでいきます。今後、退院可能な精神に障がいのある人が地域に移行してくることも考慮し、精神に障がいのある人を在宅でサポートできる体制を県と連携を図りながら整えていきます。

（2）相談支援体制の充実

障がいのある人が、生活のさまざまな場面において、どこから情報を得て、どこに相談したらよいか迷うことがないよう、役場、保健福祉センター、関係機関など相互の情報交換など連絡を密にし、利用者にとってわかりやすい、また気軽に利用できる情報提供、相談体制をつくっていくことが不可欠です。

さらに、障がいのある人の状況に応じて適切かつ効果的に提供できるよう、担当課職員の資質向上や相談支援体制を充実させることが重要となってきます。

施　　策	施策内容
相談窓口の統一による支援体制の強化	相談窓口の一本化を行い、よりきめ細やかな相談対応を実施するとともに、障がいのある人の自立に結び付く適切なサービス利用を支援する、包括的な相談支援体制の強化に努めます。
相談支援に関する関係機関の連携	担当窓口の職員・保健師・民生児童委員・社会福祉協議会・福祉施設等、関係機関の職員及び機関が連携を強化し、引き続き相談支援事業の強化及び情報提供の充実に取り組んでいきます。
障害者保健福祉に関する情報提供の充実	障害者保健福祉に関する情報について、障がいのある人及び保護者（介助者)、地域住民に対して広報等を利用した情報提供を充実していきます。また、日ごろから行政と社会福祉協議会、関係機関等が連携を図り、情報提供に努めていきます。

（3）生活環境の整備

障がいのある人が地域で自立して安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅環境整備が必要です。

居室の段差解消や手すりの設置など、身体機能に合わせて住宅改修を行うことで、住み慣れた家や地域で暮らし続けることが可能となるので、障がいのある人への住宅改造に対する助成等の周知を図り、住宅のバリアフリー※化を推進する必要があります。

施　　策	施策内容
ユニバーサルデザイン※化、バリアフリー化の推進	障がいのある人や高齢者等すべての住民に配慮した公共施設の整備・改善に努めます。また、高知県が行っている住宅改造支援事業の利用など周知します。
日常生活用具の利用を推進	障がいのある人の身体機能を補い、身辺の処理や移動など日常生活を容易にする日常生活用具等の給付を行います。

※バリアフリー

すべての人にとって社会参加する上での物理的、社会的、制度的、心理的な障壁の除去こと。

※ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインは、バリアを取り除くだけではなく、障がいの有無に関わらず、はじめから誰もが（ユニバーサル）使いやすく利用できる施設・製品・情報を設計（デザイン）すること。

（４）在宅サービス等の充実

障がいのある人の地域での自立した生活を支援するとともに、介助者の負担や不安を軽減するため、各種サービスの周知に努め、サービスの利用に的確につなげていくことが求められています。

また、障がいのある人の高齢化が進む中、共生型サービスとして、介護保険事業と連携した切れ目のない支援も必要になります。

このため、障がいのある人が各種サービスをニーズに応じて利用できるよう、サービス提供事業者と連携し、地域におけるサービス提供体制の整備・充実を進めていきます。

施　　策	施策内容
必要な訪問系サービスおよび希望する日中活動サービスの保証	障がいのある人に対する障害福祉サービスのほか、難病患者や発達障がいのある人に対する相談支援や福祉サービス等、日常生活におけるサービスの提供に努めます。
サービスの質の向上	障害福祉サービスの質の向上を図り、安心して元気に暮らせる体制を整えていく必要があります。そのため、ヘルパーや専門職員に向けて開催される講習会等を活用し、質の向上を目指し取組を行っていきます。
各種制度の周知	障がいのある人や家族の経済的負担を軽減するため、国・県の制度に基づき、特別障害者手当や特別児童扶養手当・障害児福祉手当・療育手当など受給要件に該当された方に支給しています。町では、受給要件等を広報誌・町のホームページ等を通じて周知に努めます。 また、県作成の「障害福祉のしおり」や「越知町版　障害福祉のしおり」を活用して、医療費への助成や税金の控除などの各種制度の周知に努めます。
移動支援	バス等の公共交通機関の利用が困難な障がいのある人を対象とし、社会的活動等での外出支援のための助成制度として、越知町福祉ガソリン制度・越知町福祉タクシー制度の周知に努め、引き続き適切に実施します。

（５）緊急時の支援と防災対策の推進

障がいのある人が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、これまでに、災害発生時に何らかの支援が必要な人の身を守るため事前の備えとして、避難行動要支援者台帳を作成していますが、個人情報保護の観点から地域の自主防災組織等での避難行動要支援者台帳の共有が十分に進んでいないのが現状です。このことを解消していくためにも避難行動要支援者に避難行動要支援者台帳の重要性を理解してもらうとともに、個別避難計画の策定にあたっては、本人や家族にも参加してもらったうえ、日ごろから避難行動要支援者と避難場所・避難方法について話し合うことが重要となってきます。

施　　策	施策内容
防災・防犯対策の推進	障がいのある人や高齢者に配慮した（ユニバーサルデザイン）防災機器等の普及に努め、地域の見守り体制の確立とともに防災体制の充実や周知に努めます。また、障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、警察等の関係機関との連携を図ります。
自主防災組織の確立の推進	避難行動要支援者の名簿や個別避難計画を作成するなど、地震等の災害時の、障がいのある人や寝たきりの高齢者の避難援助体制づくりを進めます。また、地域防災計画や国民保護計画との連携を図りながら、自主防災組織の充実を目指します。

■基本方針３　いきいきとして暮らせるまちづくり

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の一員として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、学校教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。学校教育の充実にあたっては、障がいのある子どもが、必要な配慮のもと、障がいのない子どもとともに教育を受けることができるインクルーシブ※教育システムの構築が望まれています。

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や児童の特性に合った指導が重要です。障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携による総合的な支援を推進します。

障がいのある子どもが、卒業後に地域で自立した生活を送るためには就労は重要であり、障がいのある人の就労に向けては、個性と能力に応じた多様な就労形態があることが大切です。就労支援については、就労に関する情報提供や相談支援の充実を図るとともに、関係機関が役割を担い、障がいの特性に応じた就労選択につなげ、各種制度や福祉サービスを通じて民間企業、事業所での一般就労への移行等、障がいのある人の就労機会の拡大を図ります。

※インクルーシブ
すべてを包括する、包みこむことの意味で、障がいの有無や性別などの違いを認め合い、すべての人がお互いの人権と尊厳を大事にして生きていける社会をインクルーシブ社会という。

（１）療育・教育の充実

障がいのある子どもの心身の育成は、支援を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加につながります。

このため、乳幼児健診等により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じ適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要です。

また障がいのある子どもの進路に対する悩みや不安がある保護者には、専門的な相談窓口において適切なアドバイスが求められています。

相談窓口が重要な役割を担っていることから、各関係機関との連絡を密にして相談体制の一層の充実を図ることが重要です。

施　　策	施策内容
早期発見・早期療育の充実	障がいの早期発見、相談支援に努め、療育福祉センター等関係機関との連携をし、安心して子育てができる体制の整備を図ります。
就学前教育の充実	障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に遊び、学ぶ機会を拡充し、双方の豊かな人格形成を目指した保育・療育の推進に取り組みます。
教育相談の充実	教育委員会及び学校での相談体制の充実を図ります。
インクルーシブ教育システムの構築	障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援体制を整備し、小中一貫したインクルーシブ教育を検討し、資質や能力を伸ばせるよう努めます。

（２）雇用・就業の促進

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、その適性を能力に応じて可能な限り就労することも必要です。しかし、「就労できる事業所や企業などがない」、「どのような仕事に向いているか分からない」など就労するまでの問題や、「職場の理解がない」、「仕事について相談するところがない」など就労継続にかかわる問題もあります。

また在学中の障がいのある子どもが、卒業後の仕事や社会に積極的に参加できるように、必要な情報提供や相談支援体制の整備が必要です。

施　　策	施策内容
公共職業安定所、障害者職業センター等関係機関との連携	各関係機関と連携し、障がいのある人の適正等に応じた就労の支援を図ります。また、障害福祉サービスにおける福祉的就労の支援も継続して行います。
特別支援学校等との連携強化及び相談支援体制の充実	卒業後の進路等の相談に応じ、就労支援や居住系サービスの情報提供等を行います。
障がいのある人の就労の場の整備	障がいのある人の就労の場の整備を、越知町内及び近隣市町村への整備に向けて、県・近隣市町・ハローワーク・越知町商工会等の関係機関と連携を図りながら進めていきます。また、一般就労の場のみならず、福祉的就労の場の確保も進めていきます。
農福連携の推進	農福連携の取組を推進するため、関係課、就労継続支援Ｂ型事業所等と連携し、障がいのある人と農業従事者とのマッチングに努めるとともに、生産した農産物を学校給食や配食サービスに提供できるように働きかけます。
移動支援	就労継続支援Ｂ型事業所に通われる障がいのある人の外出支援のため、通勤時に自家用車や公共交通機関を利用される人へガソリン代や運賃代等の一部の助成を行います。事業所利用時に制度の周知に努め、引き続き適切に実施します。

第４章　障害福祉計画

１　基本的な考え方

障がいの有無に関わらず、すべての住民が地域を構成する一員として、共にいきいきと暮らし、「**みんなが輝き　支えあい　ずっと暮らせる共生のまち**」の実現を目指しています。本計画では、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和８年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

【基本指針の主な見直しポイント】

地域における生活の維持及び継続の推進	入所等から地域生活への移行について、平成 30 年度創設、日中サービス支援型共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保すること。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいがある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築をするため、精神病床から退院後の地域での定着に関すること、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進すること。また、これらを包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進すること。
福祉施設から 一般就労への移行等	「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組をさらに進めること。就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成 30 年度報酬改定の内容に合わせて設定すること。
「地域共生社会」の実現に向けた取組	引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むこと。 地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むこと。
発達障がい者支援の一層の充実	発達障がいがある人に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保すること。

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	聴覚障がいのある子どもを含む難聴児の支援にあたっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うこと。 児童発達支援センターの地域支援機能を強化することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進すること。 障害児入所支援については、入所している子どもが 18 歳以上になった場合についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18 歳以上の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図ること。
読書環境の整備	読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障がいがある人の読書環境の整備を計画的に推進する必要があること。
障害福祉サービスの質の確保に関すること	近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築すること。
障害福祉人材の確保に関すること	障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であること。

２　障害福祉サービスと地域生活支援事業について

■体系図

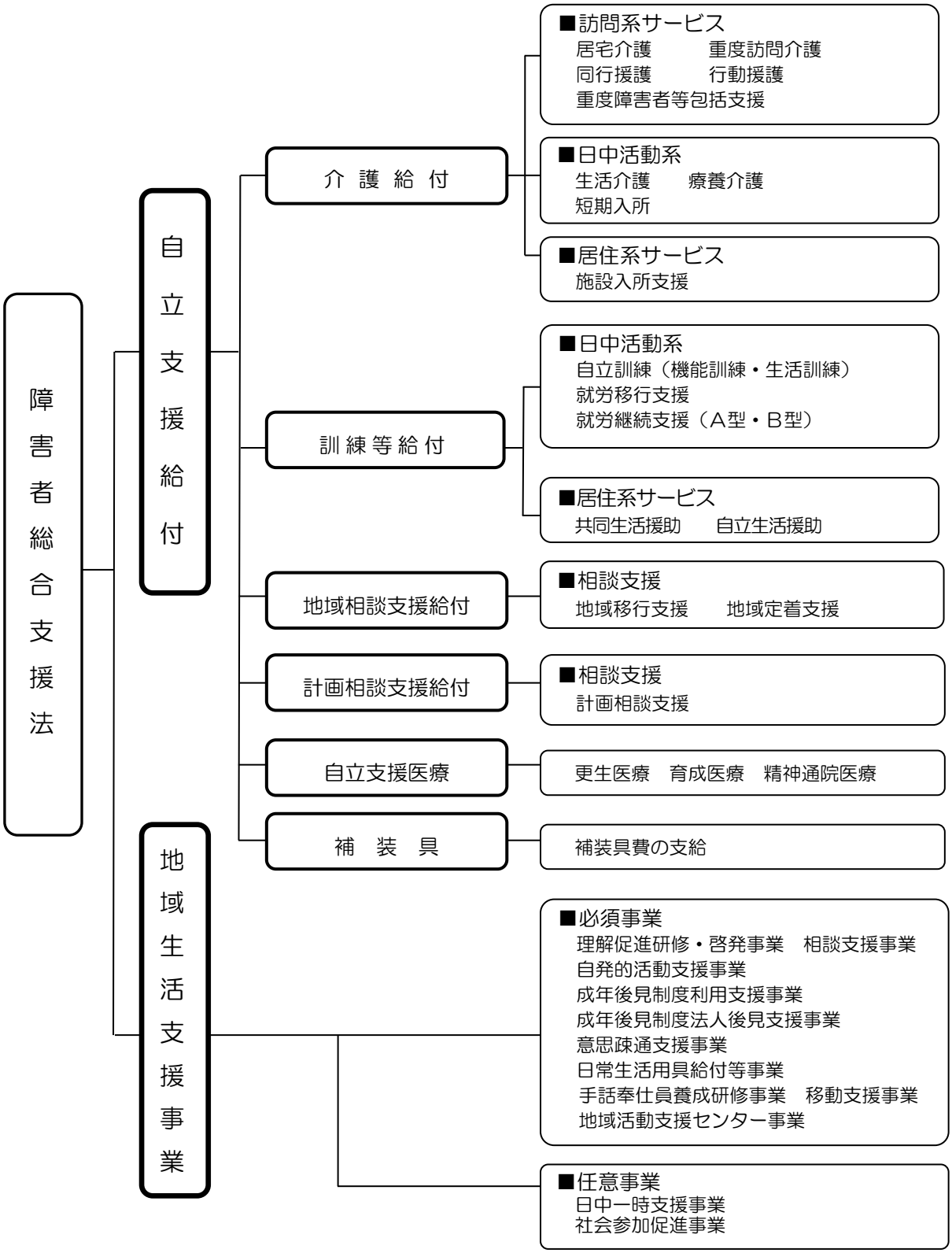

３　第７期成果目標

（１）施設入所者の地域生活への移行

■第６期の実績

【施設入所者と地域移行者数】

項　　目	数 値	考え方
令和元年度末時点の 施設入所者数　　（A）	７人	令和元年度末（3 月 31 日）の施設入所者数
令和５年度末時点の 施設入所者数　　（B）	７人	令和５年度末時点の施設入所者数
【目標値】 施設入所者数の削減見込みと 削減割合　　（C）	０人 ０％	差引減少数と削減割合
【目標値】 令和５年度末までの 地域生活移行者数と割合（D）	０人 ０％	施設入所からグループホーム等に移行する人の数

■第７期の目標

国の基本指針

・施設入所者の地域生活への移行は、令和８年度末時点で、令和４年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

・施設入所者数の削減は、令和８年度末時点で、令和４年度末時点の施設入所者数を　5%以上削減することを基本とする。

【目標設定の考え方】

・令和４年度末時点で施設入所者 7 人ですが、令和６年度に１人入所者が見込まれており、入所者の高齢化と重度化の状況から地域移行は難しいものとなっています。しかしながら、障がいがあっても地域で暮らしていけるような体制を目指します。

【施設入所者削減と地域移行者数目標値】

項　　目	数 値	考え方
令和４年度末時点の 施設入所者数　（A）	７人	
令和８年度末時点の 施設入所者数　（B）	８人	令和８年度末時点の施設入所者数 ７人×95.0%（5.0%減）＝６人
【目標値】 施設入所者数の削減見込と 削減割合	-１人 -14.3%	差引減少数と削減割合
【目標値】 令和８年度末までの地域生活 移行者数と割合	０人 0.0%	（A）-（B） 施設入所からグループホーム等に移行する人数-

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■第６期の実績

【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置】

項　　目		令和３年度	令和４年度	令和５年度 (令和５年11月時点)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	１回	１回	０回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	参加人数	７人	７人	７人

■第７期の目標

国の基本指針（県）

・精神障がいがある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標は、精神障がいがある人の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
・令和８年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
・令和８年度末における精神病床における早期退院率を、入院３ヶ月後時点で 68.9%以上、入院後６ヶ月時点で 84.5%以上、入院後１年時点で 91.0%以上として設定することを基本とする。

【目標設定の考え方】

・引き続き、保健・医療・福祉関係者による協議の場を１か所設置とします。

【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置目標値】

項　　目		令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	１回	１回	１回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	参加人数	７人	７人	７人

（３）地域生活支援拠点等の整備

■第６期の実績

【地域生活支援拠点等の整備】

項　　目	数 値	考え方
地域生活支援拠点等の設置数	協議	佐川町・仁淀川町と協議

■第７期の目標

国の基本指針

・令和８年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
・令和８年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【目標設定の考え方】

・佐川町、仁淀川町と協議を継続し、圏域における地域生活支援拠点の整備を目指します。
・強度行動障がい者への支援体制の整備については、自立支援協議会において協議を進めます。

【地域生活支援拠点等の整備目標値】

項　　目	考え方
地域生活支援拠点等の整備	佐川町・仁淀川町と協議
機能の充実について	協議
コーディネーターの配置人数	協議
運用状況の検証および検討方法について	３町の担当者会や越知町障害者自立支援協議会で協議を行う。

【強度行動障害に関するニーズ把握・支援体制整備目標値】

項　　目	考え方
ニーズ把握の時期	協議
ニーズの把握方法	協議
支援体制の構築時期	協議
具体的な体制	協議

（４）福祉施設から一般就労への移行

■第６期の実績

【一般就労への移行者数実績値と就労移行支援事業利用者数】

項　　目	実績値	備　　考
令和３年度中の 一般就労への移行者数	０人	
令和３年度中の 就労移行支援事業利用者の移行者数	０人	
令和３年度中の 就労継続支援Ａ型利用者の移行者数	０人	
令和３年度中の 就労継続支援Ｂ型利用者の移行者数	０人	

■第７期の目標

国の基本指針

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標】

・就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和８年度までに令和３年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
・そのうち、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型については、以下のとおりとする。
・就労移行支援：令和３年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。
・就労継続支援Ａ型：令和３年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上を目指す。
・就労継続支援Ｂ型：令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上を目指す。
・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を５割以上とすることを基本とする。（新規）

【一般就労後の定着支援に関する目標】

・就労定着支援事業の利用者数は、令和８年度末の利用者数を令和３年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
・就労定着率※については、令和８年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間 における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とすることを基本とする。（新規）

【目標設定の考え方】

・本町には就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労定着支援事業所がありませんが、圏域の事業所と連携して地域移行支援に取り組みます。また、学校等卒業者には、本人の就労意欲に応じ、サービスの提供とともに一般就労に向けて支援します。

【一般就労への移行者数目標値】

項　　目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数（Ａ）	０人	令和３年度実績値
令和８年度中の福祉施設から一般就労への移行者数（Ｂ）	１人 －倍	（Ｂ）／（Ａ） 国の指針：令和３年度実績の 1.28 倍以上
就労移行支援から一般就労への移行者数	０人 －倍	令和３年度実績値　０人 国の指針：令和３年度実績の 1.31 倍以上
就労継続支援Ａ型から一般就労への移行者数	０人 －倍	令和３年度実績値　０人 国の指針：令和３年度実績の 1.29 倍以上
就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行者数	１人 1.0 倍	令和３年度実績値　１人 国の指針：令和３年度実績の 1.28 倍以上
就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が全体の５割以上	－	令和５年度実績（一般就労移行者数０人、就労移行支援利用者数０人）を考慮し、令和６年～令和８年度のいずれかの年度で目標達成を見込みます。

【一般就労移行後の就労定着支援利用者数目標値】

項　　目	数値	考え方
就労定着支援事業の利用者数	０人	令和３年度実績値　０人 国の指針：令和３年度実績の 1.41 倍以上
就労定着率が７割以上の事業所が全体の２割５分以上	－	国の指針を踏まえ、令和８年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とすることを目標とします。

（５）相談支援体制の充実・強化等

■第６期の実績

【相談支援体制の充実・強化】

項　　目	目標値			考え方
	令和３年度	令和４年度	令和５年度 (令和５年11月時点)	
基幹相談支援センターの設置	なし			
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	０件	０件	０件	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援回数	０回	０回	０回	
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	０回	０回	０回	
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	０回	０回	０回	

■第７期の目標

国の基本指針

・令和８年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の効果及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【目標設定の考え方】

・障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言が必要となります。引き続き、基幹相談支援センターの設置に向けて協議を行います。

【相談支援体制の充実・強化目標値】

項　　目	目標値			考え方
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
基幹相談支援センターの設置	－	－	有	佐川町・仁淀川町と協議
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	－	－	－	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援回数	－	－	－	
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	－	－	－	
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	－	－	－	

【協議会等目標値】

項　　目	目標値			考え方
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者・機関数	－	－	－	個別ケース検討会の結果等を越知町障害者自立支援協議会で報告していく。

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■第６期の実績

項　　目	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	体制の構築を行う。

■第７期の目標

国の基本指針

・令和８年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

【目標設定の考え方】

・県が主催する障害福祉サービス等に係る各種研修に町職員が積極的に参加して理解を深めることや、適正な運営を確保することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築を目標とします。

■成果目標

項　　目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加	参加人数	1	1	1

４　障害福祉サービスの実績と見込み

（１）訪問系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴や排泄、家事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人対象です。居宅で入浴や排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいのため、移動に著しい困難を有する人が対象です。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際に必要な援助（代読・代筆等）を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいのため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする人が対象です。行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時には移動中の介護や、排泄、食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺で寝たきりの状態にある人、知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象です。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

■第６期の実績

【訪問系サービス実績値】

項　　目	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (令和5年11月時点)	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護	4	53	5	57	7	73
重度訪問介護	0	0	0	0	1	247
同行援護	1	3	2	7	2	8
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

■第７期サービスの見込み量

【訪問系サービス見込み量】

項　　目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護	10	102	10	102	10	102
重度訪問介護	1	245	1	245	1	245
同行援護	4	17	4	17	4	17
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

■確保の方策

・令和５年度に引き続き体制を維持しサービスを提供します。

・重度障がい者等の利用は見込んでいませんが、利用が見込まれる場合に関係機関と連携し支援に努めます。

（２）日中活動系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする人が対象です。主に昼間、入浴、排泄及び食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障がいや難病を有する人等が、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障がい者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人が、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障がい者の居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、一般就労が可能と見込まれる人が対象です。生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通し、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。就職後には職場定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 （Ａ型）	一般就労が困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づく生産活動その他の活動の機会を提供します。また、適切な支援等により一般就労が可能な方については、就労に必要な知識・技術の習得や能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 （Ｂ型）	就労経験はあるものの、年齢その他の理由により一般就労が困難な障がいのある人や、就労移行支援で一般就労に至らなかった人、その他通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を受け、常時介護を要する人が対象です。主に昼間、上記の支援を行うとともに、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所	居宅で介護を行う人が、疾病その他の理由により介護を行うことができない場合等に、支援を必要とする人が、障がい者支援施設や児童福祉施設に短期間入所（宿泊）するもので、入浴や排泄、食事の介護その他の必要な支援を行います。

■第６期の実績

【日中活動系サービス実績値】

項　　目		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (令和5年11月時点)	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	見込み	9	206	9	206	9	206
	実績	8	163	8	170	9	179
自立訓練 （機能訓練）	見込み	1	7	1	7	1	7
	実績	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	見込み	1	13	1	13	1	13
	実績	0	0	2	6	1	5
就労継続支援 （Ａ型）	見込み	1	9	1	9	1	9
	実績	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 （Ｂ型）	見込み	22	384	22	384	22	384
	実績	20	336	19	321	20	319
就労定着支援	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
療養介護	見込み	1		1		1	
	実績	1		1		1	
短期入所 （福祉型）	見込み	2	6	2	6	2	6
	実績	1	3	2	5	3	17
短期入所 （医療型）	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

■第７期サービスの見込み量

【日中活動系サービス見込み量】

項　　目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数(人/月)	利用日数(人日/月)	実人数(人/月)	利用日数(人日/月)	実人数(人/月)	利用日数(人日/月)
生活介護	9	186	9	186	9	186
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	1	13	1	13	1	13
就労継続支援（Ａ型）	0	0	0	0	0	0
就労継続支援（Ｂ型）	22	362	23	382	23	382
就労定着支援	0		0		0	
療養介護	1		1		1	
短期入所（福祉型）	6	31	6	31	6	31
短期入所（医療型）	0	0	0	0	0	0

■確保の方策

・就労継続支援Ｂ型の利用者を成果目標に向かって増やしていきます。

・日中活動系サービスは、サービスを必要とする人が不足なく円滑に利用できるよう提供体制の充実を図ります。

（３）居住系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力等が十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	障がいにより単身での生活が困難な人等に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄または食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	地域での生活が困難な人等に対し、主として夜中心において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■第6期の実績

【居住系サービス実績値】

項　　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年11月時点)
		実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	見込み	0	0	0
	実績	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	見込み	5	5	5
	実績	4	4	5
施設入所支援	見込み	8	8	8
	実績	6	7	7

■第７期サービスの見込み量

【居住系サービス見込み量】

項　　目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	5	5	5
施設入所支援	8	8	8

■確保の方策

・共同生活援助については、現状の横ばいになる見込みになっており、引き続きサービスを提供していきます。

・施設入所支援については、成果目標に向かって、施設入所者に対して、引き続き必要な日常生活上の支援を行っていきます。

（４）相談支援

■サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人等に、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

■第６期の実績

【相談支援実績値】

項　　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年11月時点)
		実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
計画相談支援	見込み	12	12	12
	実績	9	9	10
地域移行支援	見込み	0	0	0
	実績	0	0	0
地域定着支援	見込み	0	0	0
	実績	0	0	0

■第７期サービスの見込み量

【相談支援見込み量】

項　　目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
計画相談支援	11	11	11
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

■確保の方策

・計画相談支援は、対象者が増減していますが引き続き、一人ひとりに合ったサービス計画作成のため、相談対体制の整備に努めます。

5　地域生活支援事業の実績と見込み

（１）理解促進研修・啓発事業

■事業内容

地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行い、共生社会の実現を図ります。

■第６期の実績

項　　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年11月時点)
		実施有無	実施有無	実施有無
理解促進研修 ・啓発事業	見込み	0	0	0
	実績	0	0	0

■第７期サービスの見込み量

項　　目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施有無	実施有無	実施有無
理解促進研修・啓発事業	0	0	0

（２）自発的活動支援事業

■事業内容

障がいのある人や障がいのある子どもの保護者または障がいのある人の介護を行う人、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート）、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■第６期の実績

項　　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年11月時点)
		実施有無	実施有無	実施有無
自発的活動支援事業	見込み	0	0	0
	実績	0	0	0

■第７期サービスの見込み量

項　　目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施有無	実施有無	実施有無
自発的活動支援事業	0	0	0

（３）相談支援事業

■事業内容

①障害者相談支援事業

障がいのある人、障がいのある子どもの保護者または障がいのある人の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を図ることや、権利擁護のための必要な援助を行います。

②基幹相談支援センター

総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。

③基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

④住居入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や、生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■第６期の実績

項　　目			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年11月時点)
障害者相談支援事業	実施か所数	見込み	0	0	0
		実績	0	0	0
基幹相談支援センター	実施有無	見込み	0	0	0
		実績	0	0	0
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	見込み	0	0	0
		実績	0	0	0
住居入居等支援事業	実施有無	見込み	0	0	0
		実績	0	0	0

■第７期サービスの見込み量

項　　目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施か所数	0	0	0
基幹相談支援センター	実施有無	0	0	0
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	0	0	0
住居入居等支援事業	実施有無	0	0	0

（４）成年後見制度利用支援事業

■事業内容

知的障がいや精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することで成年後見制度の申立てに関する経費および後見人等の報酬の一部を補助する事業です。

越知町においては令和 4 年度に成年後見制度利用促進計画を策定し、この計画に基づき、事業を推進していきます。

■第６期の実績

項　　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年11月時点)
		利用者数 （人）	利用者数 （人）	利用者数 （人）
成年後見制度利用支援事業	見込み	1	1	1
	実績	0	1	0

■第７期サービスの見込み量

項　　目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数 （人）	利用者数 （人）	利用者数 （人）
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

（５）成年後見制度法人後見支援事業

■事業内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、法人後見実施のための研修や安定的に法人後見を実施するための支援を行うことで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

越知町においては、越知町社会福祉協議会が法人後見を実施できるようになっています。

■第６期の実績

第６期計画期間中の見込み及び実績はありませんでした。

■第７期サービスの見込み量

項　　目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施回数 (件)	実施回数 (件)	実施回数 (件)
成年後見制度利用法人後見支援事業	1	1	1

（６）意思疎通支援事業

■事業内容

日常生活を営む上で意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等とその他の者の意思疎通を支援します。

■第６期の実績

項　　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年11月時点)
		利用件数（件/年）	利用件数（件/年）	利用件数（件/年）
意思疎通支援事業	見込み	5	5	5
	実績	0	2	4

■第７期サービスの見込み量

項　　目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用件数（件/年）	利用件数（件/年）	利用件数（件/年）
意思疎通支援事業	6	6	6

（７）日常生活用具給付等事業

■事業内容

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マット等、障がいのある人の身体介護を支援する用具や障がいのある子どもが訓練に用いる椅子等を給付します。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がいのある人の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。

③在宅療養等支援用具

電気式痰吸引器や盲人用体温計等、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

⑤排泄管理支援用具

ストーマ用装具等、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修等）

障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

■第６期の実績

項　　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年11月時点)
		利用件数（件/年）	利用件数（件/年）	利用件数（件/年）
介護・訓練支援用具	見込み	1	1	1
	実績	0	0	0
自立生活支援用具	見込み	1	1	1
	実績	0	0	0
在宅療養等支援用具	見込み	1	1	1
	実績	1	2	1
情報・意思疎通支援用具	見込み	2	2	2
	実績	2	1	2
排泄管理支援用具	見込み	60	60	60
	実績	112	93	40
居宅生活動作補助用具（住宅改修等）	見込み	1	1	1
	実績	3	0	0

■第７期サービスの見込み量

項　　目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		利用件数（件/年）	利用件数（件/年）	利用件数（件/年）
介護・訓練支援用具	見込み	1	1	1
自立生活支援用具	見込み	1	1	1
在宅療養等支援用具	見込み	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	見込み	2	2	2
排泄管理支援用具	見込み	120	120	120
居宅生活動作補助用具（住宅改修等）	見込み	1	1	1

（８）手話奉仕員養成研修事業

■事業内容

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

■第６期の実績

項　　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （令和5年11月時点）
		利用者数（件/年）	利用者数（件/年）	利用者数（件/年）
手話奉仕員養成研修事業	見込み	0	0	0
	実績	0	0	0

■第７期サービスの見込み量

項　　目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数（件/年）	利用者数（件/年）	利用者数（件/年）
手話奉仕員養成研修事業	1	1	1

（９）移動支援事業

■事業内容

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■第６期の実績

項　　目			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年11月時点)
移動支援事業	実利用者数（人）	見込み	1	1	1
		実績	0	0	0
	延利用時間（時間/年）	見込み	12	12	12
		実績	0	0	0

■第７期サービスの見込み量

項　　目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数（人）	1	1	1
	延利用時間（時間/年）	12	12	12

（１０）地域活動支援センター事業

■事業内容

障がいのある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

■第６期の実績

項　　目			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年11月時点)
地域活動支援センター	実施か所数（か所）	見込み	0	0	0
		実績	0	0	0
	実利用者数（人）	見込み	0	0	0
		実績	0	0	0

■第７期サービスの見込み量

項　　目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター（Ⅲ型）	実施か所数（か所）	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0

（１１）日中一時支援事業

■事業内容

在宅で障害のある人を介護している人が、病気等の理由により、一時的に介護ができない場合に、事業所で見守り・活動の場を提供し日常生活の支援を行います。

■第６期の実績

項　　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年11月時点)
		実施か所数（か所）	実施か所数（か所）	実施か所数（か所）
日中一時支援事業	見込み	1	1	1
	実績	0	0	0

■第７期サービスの見込み量

項　　目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施か所数（か所）	実施か所数（か所）	実施か所数（か所）
日中一時支援事業	2	2	2

（１２）社会参加促進事業

■事業内容

①レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため各種レクリエーション教室等を開催し、社会参加活動を行うための環境整備や必要な支援を行います。

②自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる経費の一部を助成します。

■第６期の実績

項　　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年11月時点)
		実施回数 (回/年)	実施回数 (回/年)	実施回数 (回/年)
レクリエーション 活動等支援事業	見込み	1	1	1
	実績	0	0	0
自動車運転免許・改造助成事業	見込み	1	1	1
	実績	0	0	0

■第７期サービスの見込み量

項　　目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施回数 (回/年)	実施回数 (回/年)	実施回数 (回/年)
レクリエーション活動等支援事業	1	1	1
自動車運転免許・改造助成事業	1	1	1

第５章　障害児福祉計画

１　基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず、すべての人は地域を構成する一員として、支え合い、共に暮らし、共に生きていかなければならないとの考えのもと、障がいのある子どもを笑顔で社会に送り出すために、個々の状態に応じて、学校や各種の障害児福祉サービスを選択できるようにすることが求められます。そのため、県と連携し、障害児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

【障害児福祉サービスの提供の確保に関する基本的な考え方】

○児童発達支援センターの設置
○難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保（都道府県）【新規】
○児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどの体制構築
○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
○医療的ケア児支援のための協議の場を設置するとともに医療的ケア児に関するコーディネーターの設置

2　障害児福祉サービス

■体系図

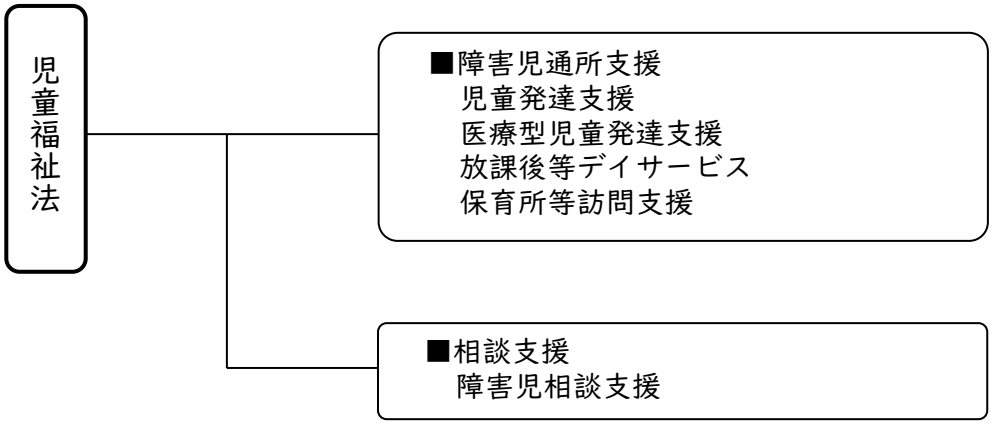

３　第３期成果目標

（１）児童発達支援センターの設置

■第２期の実績

【障がい児支援の提供体制の整備等】

項　　目	考え方
児童発達支援センターの設置	中央西圏域内に２か所（日高村・土佐市）設置済み
保育所等訪問支援の利用体制の構築	中央西圏域内の事業所を活用
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	中央西圏域内にあり
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	令和８年度までに１名の専門職が受講予定

【発達障がい者等に対する支援】

項　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度 (令和５年11月時点)
ペアレントトレーニング※の受講者数	０人	０人	０人
ペアレントプログラム※の受講者数	０人	０人	０人

■第３期の目標

国の基本指針

【障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築】

・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和８年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも１か所以上設置することを基本とする。

【障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進】

・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保】

・令和８年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする（圏域での確保も可）。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】

・各都道府県、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【目標設定の考え方】

・児童発達支援センターは、引き続き圏域で２か所設置を維持します。
・保育所等訪問支援の体制は、引き続き体制を維持します。
・重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態を重度心身障がいといい、その状態の児を重症心身障がい児といいます。重度心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後デイサービスの事業所は中央西圏域で確保しています。
・保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを令和８年度までに配置します。
・ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムは、県の研修や講習に参加する受講生を見込んでいます。

【障がい児支援の提供体制の整備等目標値】

項　　目	考え方
児童発達支援センターの設置	中央西圏域内に２か所（日高村・土佐市）設置済み
保育所等訪問支援の利用体制の構築	中央西圏域内の事業所を活用
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	中央西圏域内にあり
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	令和８年度までに１名の専門職が受講予定

【発達障がい者等に対する支援目標値】

項　　目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ペアレントトレーニングの受講者数見込み	０人	１人	１人
ペアレントプログラムの受講者数見込み	０人	１人	１人

※ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

※ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」を把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。

４　障害児福祉サービスの実績と見込み

（１）障害児通所支援

■サービス内容

児童発達支援	未就学児に、児童発達支援センターその他の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学児に、医療型児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）授業の終了後や休校日に、児童発達支援センターやその他の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある子どもの通う保育所等を訪問し、障がいのある子ども以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援等を申請した障がいのある子どもに対し、支援利用計画を作成します。また、支給決定後は障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）等を行います。

■第２期の実績

【障害児通所支援実績値】

項　　目		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (令和5年11月時点)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)
児童 発達支援	見込み	13	65	13	65	13	65
	実績	12	39	10	38	8	30
医療型 児童発達支援	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	1	6	1	3	1	3
放課後等 デイサービス	見込み	3	60	3	60	3	60
	実績	4	29	4	34	7	68
保育所等 訪問支援	見込み	10	30	10	30	10	30
	実績	0	0	2	2	0	0
障害児 相談支援	見込み	12		12		12	
	実績	4		4		4	

■第３期サービスの見込み量

【障害児通所支援見込み量】

項　　目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)
児童発達支援	10	39	12	45	14	51
医療型児童発達支援	1	3	1	3	1	3
放課後等デイサービス	12	78	12	78	15	93
保育所等訪問支援	2	10	2	10	2	10
障害児相談支援	6		8		10	

■確保の方策

・教育、医療、福祉等の関係機関との連携強化や圏域の障がい児通所支援事業所と連携を行います。

・障がいのある子どもやその家族を支援していくため、圏域の相談支援事業所や関係機関と連携を取り、相談や支援の充実を図るとともに、事業の周知に努めます。

第６章　障害福祉・障害児福祉計画の推進

１　計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（ＰＤＣＡサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、年に１回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めたときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、越知町自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。

■ＰＤＣＡサイクルのプロセスイメージ図

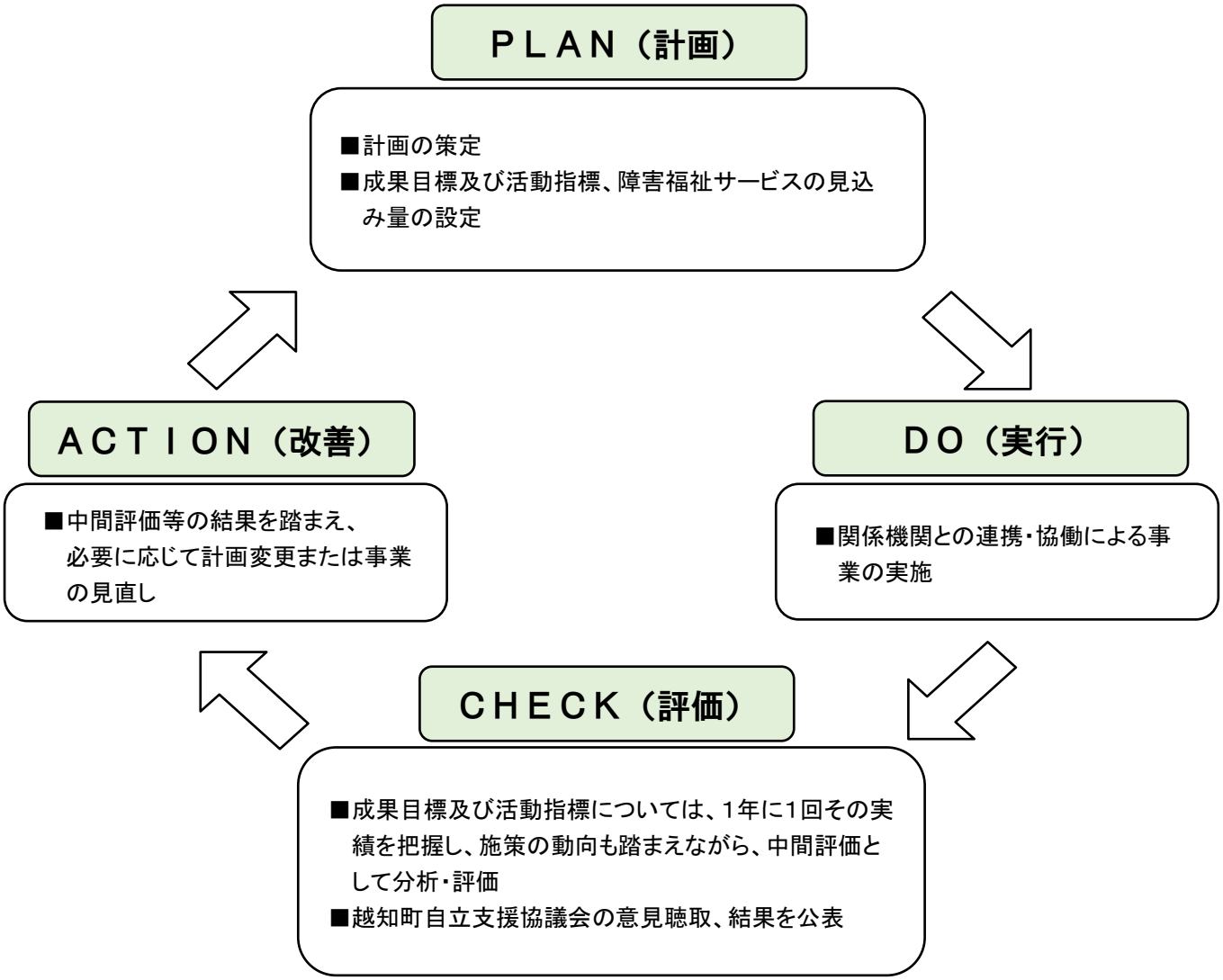

２　計画の推進体制

計画の推進については、越知町自立支援協議会が中核的存在となります。協議会は、福祉、保健、教育、労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに応じて相談からサービス提供までを関係者が連携して実施します。

（１）越知町障害者自立支援協議会の概要について

１）目的

障害者総合支援法により、市町村に「相談支援業務をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として障害者自立支援協議会を設置する」こととされています。

本町でも、「越知町障害者自立支援協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、地域の関係機関のネットワークを構築することにより、障害者総合支援法の目的にある「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を目指します。

２）役割

①　困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
②　地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
③　障害福祉計画等の進捗状況の評価及び進行管理
④　新たに取り組むべき地域課題への対応
⑤　障害福祉サービス給付にかかる実態把握及び改善
⑥　相談支援体制の確保
⑦　障害のある人に対する虐待の予防・防止３）

３）協議会のシステム

【個別支援会議】

諸般の障がいのある人の問題解決やサービス利用調整のために本人、家族、保健福祉課、サービス事業者等の関係者が集まって協議する場です。その中で地域の課題や必要な社会資源等、個別支援会議では解決できないものは自立支援協議会にて協議します。

【自立支援協議会】

地域における障害福祉に関する関係者の代表が集まって、障がいの有無にかかわらず、すべての町民がともに暮らすことのできる地域づくりに関し、個別支援会議で明らかになった課題について検討や確認をする場です。

（２）計画の周知

本計画については、町の広報紙、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がいのある人やその家族、地域住民、障がいのある人の支援にかかわる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

また、国や県の障がい者施策の動向を把握し必要な情報提供に努めます。

（３）保健、医療、福祉、教育分野における連携

障がいのある人の地域生活を支えるため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等での保健、医療、福祉、教育分野の連携を強化し、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供が必要となります。

（４）地域との連携

障がいのある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、社会福祉協議会、サービス提供事業者、ボランティア、ＮＰＯ、事業者、関係機関等との連携し、協働体制づくりを進めていきます。

（５）国・県との連携

障害福祉サービスは、ひとつの自治体だけで対応できない施策もあります。国及び県の事業・施策及び各種施設の活用を進め、県の関係機関との連携を図りながら本計画を推進していきます。

資料編

1　越知町障害者福祉計画策定委員名簿

第４期越知町障害者計画・
第７期越知町障害福祉計画及び第３期越知町障害児福祉計画策定委員会　委員名簿

氏　名	所属及び役職	備　考
山﨑　冬樹	越知町医師クラブ　会長	
井上　美三	越知町社会福祉協議会　会長	
坂本　健常	越知町民生委員児童委員協議会　会長	
岡添　美砂子	知的障害者相談員	
長瀧　昌幸	就労継続支援Ｂ型事業所　どんぐり　所長	
山内　みどり	保護者　代表	
尾﨑　弘章	高吾北広域町村事務組合相談支援事業所　管理者	

2　計画策定の経緯

実施時期	内　　容
令和６年１月 30 日	第１回　越知町障害者計画策定委員会
令和６年２月 20 日	第２回　越知町障害者計画策定委員会

3　越知町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成 19 年 1 月 18 日告示第２号

改正

平成 30 年９月 12 日告示第 38 号

越知町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第３項の規定に基づく障害者計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づく障害福祉計画の策定及び見直しを行うことにより、障害者に関する施策の展開やその具体的な方策について検討を行い、障害の有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域の実現に向けた計画づくりに資することを目的とする。

（設置）

第２条　前条の目的を達成するため、越知町障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（委員）

第３条　策定委員会の委員は、10 名以内とし、障害者をはじめ障害福祉に関する学識経験を有する者等のうち町長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第４条　策定委員会に委員長及び副委員長各１名を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

３　委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（任期）

第５条　委員の任期は３年とする。ただし再任を妨げない。

２　前項に掲げる者の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長を務める。

（関係者の出席）

第７条　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第８条　策定委員会の事務局は、保健福祉課において行う。

（雑則）

第９条　目的を達成するため、この要綱に定めるもののほか必要な事項については、策定委員会において協議して定める。

附　則

１　この要綱は、平成 19 年１月 22 日から施行する。

２　第５条第１項に掲げる者の任期は、平成 18 年度の委嘱に限り、平成 21 年３月 31 日をもって、３年とみなす。

附　則（平成 30 年９月 12 日告示第 38 号）

この要綱は、平成 30 年 10 月１日から施行する。

令和６年３月
発行：越知町
編集：越知町 保健福祉課
〒781-1301　高知県高岡郡越知町越知甲２４５７番地
ＴＥＬ：０８８９－２６－３２１１
ＦＡＸ：０８８９－２０－１１８６
E-mail：center@town.ochi.lg.jp